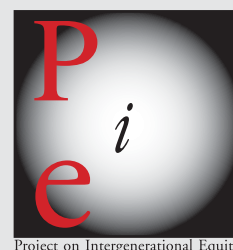


Könberg 議員を囲む懇談会

スウェーデンに学ぶ政治家主導の年金改革 (日本語版)

Hitotsubashi Winter Workshop on Pensions

ルポール麹町「マーブルの間」 2002年1月10日



はしがき

2002年1月10日（木）東京のルポール麹町（旧麹町会館）において国会議員による懇談会（テーマ「スウェーデンに学ぶ政治家主導の年金改革」）が開催されました。同懇談会では、本プロジェクトの招待で来日したスウェーデンの前社会保険大臣Bo Konberg議員が基調講演を行ない、その後日本の国会議員24名による活発なパネルディスカッションが行われました。同懇談会には辻哲夫厚生労働省年金局長、田中一穂財務省社会保障担当主計官等をはじめとする行政担当官、NHK・全国主要新聞各社・社会保障専門誌各社の記者等も出席し、あわせて100余名の大盛会となった次第です。

1994年におけるスウェーデンの年金改革は、まさに政治家主導の下で断行されました。労使代表者や年金受給団体の代表者を検討メンバーから外し、年金問題における各党の最高権威だけを集めた少数の検討チームが真摯な議論をたたかわせた産物です。その主要内容は 公的年金制度を掛金建ての制度に全面的に切りかえ、しかも賦課方式を基本的に維持するとしたこと、 それによって将来の年金財政問題や支給開始年齢問題から解放されたこと、 定額の基礎年金（全額国庫負担）を廃止し、代わりに年金制度の枠内に全額国庫負担の最低保障年金（補足給付）を設け、長期的に国庫負担の節約を図ったこと、 積立型掛金建て年金を強制加入の制度として創設したこと、 などです。拠出と給付の関係は1対1対応となり、透明性が高くなって若者の納得を得やすくする工夫も施されました。また「見なし運用利回り」「年金財政の自動安定装置」の発案など、世界における年金のプロが絶賛する内容となっております。この年金改革を担当大臣として終始、とり仕切ったのがBo Konberg議員でした。

上述の懇談会が行われた直後に朝日新聞がKonberg議員にインタビューした記事および世話人代表としてご尽力なされた津島雄二議員（自由民主党）、事務局をご担当なされた山本孝史議員（民主党）の談話が2002年1月21日付けの朝日新聞朝刊「オピニオン欄」に掲載されております。なお同日の懇談会の模様はデジタルビデオカメラで収録してあります。インターネットを通じて、それを公開することを計画中です。

スウェーデンは20世紀最後の40年間、高齢化が最も進んだ国として社会保障に関する大胆な実験を試み、この分野でいくつかの知的イノベーションをもたらしました。その点においてスウェーデンは世界の名声を博しております。

21世紀に入り、高齢化のフロントランナーはスウェーデンから日本へとバトンタッチされました。これからの25年間、高齢化が最も進んだ国として世界を政治的・知的にリードすることが期待されているのは日本です。スウェーデンがこれまで果たしてきたリード役を日本がこれから引きうけていけるよう切望してやみません。

政官学の総力を結集し、日本人の知恵と勇気を年金改革を通じて国の内外に示そうではありませんか。

2002年1月30日

一橋大学経済研究所教授

「世代間利害調整」プロジェクト研究代表 高山憲之

目次

	頁
はじめに	
1 開会の辞	
山本孝史（参議院議員）-----	1
2 世話人代表挨拶	
津島雄二（衆議院議員）-----	1
3 パネリスト紹介	
山本孝史（参議院議員）-----	2
4 基調講演「スウェーデンの年金改革から何を学ぶか」	
Bo Könberg（スウェーデン国会議員）-----	2
5 パネルディスカッション-----	1 1
6 閉会の辞	
山本孝史（参議院議員）-----	2 8
付録1 基調講演用のプレゼンテーション資料-----	2 9
付録2 Bo Könberg 議員ご略歴-----	5 4
付録3 スウェーデンにおける年金改革の概要-----	5 6
付録4 参加者リスト-----	5 8
付録5 記念写真-----	6 1

開 会

総合司会（山本孝史議員） それでは始めさせていただきます。

本日は、スウェーデンから自由党の党首でいらっしゃいます、Bo Konberg議員（ポー・クェーンベリと発音します。ただしポー・ショーンベリと呼ぶ人もスウェーデンには多うございます）にお越しをいただきまして「スウェーデンに学ぶ政治家主導の年金改革」と題して、超党派の国会議員による懇談会を開かせていただきます。

私、今日の進行役を仰せつかりました山本孝史でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。大変に不慣れな事務局運営でございまして、皆様に御迷惑をお掛けいたしましたけれども、大変お忙しい中、新年早々にもかかわりませず、ご覧のように多くの議員の皆さん、また関係者の皆さんにご出席をいただきました。本当にありがとうございます。

それでは早速でございますが、本日の懇談会をお世話いただきました国会議員の側の世話人代表であります元厚生大臣、自由民主党の津島雄二代議士より開会のご挨拶をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会挨拶

津島雄二議員 お集まりの同僚の先生方、正月の忙しい中ありがとうございました。まずは、明けましておめでとうでございます。

ご紹介ございましたように、クェーンベリというのがお名前の正しい読み方だそうでございます。自由党の党首でいらっしゃいます。スウェーデンでは、たしか自由党は私どもと政治信条が近い方でいらっしゃると受けとめておりますけれども、このクェーンベリ党首が厚生大臣をやっておられましたときに、非常に大きな年金改革を手がけまして、そして政権交代が途中あったんでございますけれども、後を引き継がれた社会民主党が同じような議論を積み重ねて、与野党の合意の下に今回の年金改革が成立しました。そのことはご承知の方も多いと思っております。

このスウェーデンの議論を参考にしてみますと、私ども年金の議論をやる場合に必ずすぐ出てくる問題。つまり、いわゆる賦課方式と積立方式、ファンデッド（funded）がいいかペイ・アズ・ユー・ゴー（pay-as-you-go）がいいかという問題。

それから給付と負担をどうするか。特に年金の問題は長い将来にわたる給付を前提として負担をしていくわけでありますが、そのつながりというものをどうやって一般の市民に理解をさせ、公的年金制度を支えていただくかという問題。

こういう問題について、非常に示唆に富む御議論の結果、我々としてはとて

も参考になる改正を与野党で仕上げられたと受け止めておるところでございます。

そのような私どもの関心がございますとともに、恐らく年金問題は近い将来、立法府における最大の懸案になるであろうという予感もいたしまして、今回のこの会合を皆様方に呼びかけさせていただいた次第でございます。

次の国会の福祉の関係では、とりあえず医療保険制度の改革が議論されることになると思いますけれども、しかし、その向こうに更に大きなこの年金問題があるという認識の下に、今日はこれだけの錚々たる先生方のご参加をいただきました。そのことに私はいたく感動しておるところでございます。

どうか皆様方、忌憚のないご議論をいただき、またクーンベリ党首のお話しを聞かれて、今後の年金問題についての与野党を超えた議論の土俵をだんだんとつくってまいりたいというお訴えをいたしまして、私のご挨拶に代えさせていただきます。

今日は本当にありがとうございました。(拍手)

パネリスト紹介

総合司会(山本孝史議員) 続きまして、本日は20人あまりの衆参国会議員にご出席をいただいております。順不同でございますが、各党ごとに出席者のお名前をご紹介させていただきたいと思っております。

ただいまご挨拶をいただきました自由民主党津島雄二衆議院議員。林義郎衆議院議員。熊代昭彦衆議院議員。長勢甚遠衆議院議員。阿部正俊参議院議員。公明党から福島豊衆議院議員。

民主党から古川元久衆議院議員。朝日俊弘参議院議員。今井澄参議院議員。小宮山洋子参議院議員。櫻井充参議院議員。堀利和参議院議員。金田誠一衆議院議員。石毛錠子衆議院議員。私、山本孝史参議院議員。

自由党から都築讓衆議院議員。樋高剛衆議院議員。平野貞夫参議院議員。石原健太郎参議院議員。

日本共産党から木島日出夫衆議院議員。小池晃参議院議員。

社民党から大脇雅子参議院議員、の22名でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではクーンベリ(シヨンベリ)さんから、まず御講演をいただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

基調講演

クーンベリ議員 ありがとうございます。まず冒頭にご挨拶を申し上げます。

今回は、皆様方の前に御招待をいただきまして、先進工業諸国におきまして、最も重要な、かつ最も難しい問題についてお話しをさせていただきますことを大変、光栄に思います。

スウェーデンは、世界でも最高齢の人口を擁しております。昨年は日本にその地位を譲ってしまったということですが、高齢者の面倒は見なくてはなりません。

スウェーデンでは、持続可能な年金制度というものをどのようにして保持していくのか、また拠出と給付の間のリンクが弱過ぎるのではないかと、ということも議論されました。またルールが公平かどうかということに関しましても議論がありました。

海外の友人にお目にかかりますと、スウェーデンはコンセンサス指向型の社会であると言われております。日本に似ているのかもしれませんが、しかし、年金問題は、特に第二次大戦後を見ても、必ずしもそうではなかったわけです。むしろ逆の状況でした。

第二次大戦後、最も政治的にホットな議論を巻き起こしたのが、まさに年金問題でした。1950年代に大きな議論になりまして、そして国民投票が行われました。年金制度を変えるべきか否かということで、3つの異なった解決案が出されました。スウェーデンの政治史の中で、臨時の総選挙が行われたということがありまして、そして1960年に新しい制度が最小の僅差で、すなわち、ある党の1人の棄権ということで実現いたしました。

80年代になりますと、この年金システムは持続可能であるのかということが議論の中心になりました。特に、ベビーブーム世代、私もその一員ですけれども、年金受給世代になるのが大体2010年あたりになるということ、この制度自体が年金として持続可能かどうかということが、大きな問題になったわけがあります。しかし、それだからといって年金制度の改正にはつながりませんでした。1991年の政権交代まではそのような状況でした。

新政権が91年の秋に発足いたしまして、その新政権は年金制度を変えなくてはならないということになりました。そして、広範なマジョリティー、過半数を持ってその改革をしたいということですので、議会のすべての7つの政党を招待いたしましてワーキンググループを形成し、年金の問題について長年にわたって議論をしようということになったわけです（後掲30頁参照）。

このグループには、幾つか特殊な事情がございました。その特徴の1つは、担当大臣、年金担当または社会保険問題担当の、私ですけれども、大臣が座長を務めるという形を取りました。

もう一つ、非常に珍しいことだったんですけれども、このグループは議員のみで構成されておりました。スウェーデンでは通常ですと、こういう王立の委員

会ができますと、社会パートナーが参加するわけです。例えば、年金受給者の団体の代表等々が入るんですが、しかし、そのときは外すということになりました。

さて、私どもの作業は7つの政党、9人の代表でスタートしました。作業の始まりには、お互いの政党の考え方について披露しあうのではなく、まず分析をしようということになったわけなんです。最初の3～4か月ですが、92年の春からなんですけれども、スウェーデンでは最高の年金専門家の意見を聞くということにいたしました。年金学者ですとか、労働組合の代表、また事業主団体代表の意見を聞きました。また、すべての問題は、このワーキンググループのディスカッションに付すということにいたしました。

セミナー形式で、いろいろなディスカッションを自由にし、そして分析を終えた後に、更にまた新しいルール、新しい制度はどういう形を取るべきなのかについて話を進めました。

幾つかの教訓とでも言いましょうか、スウェーデンの年金改革からの経験ということで、お話しをさせていただきたいと思います。

92年8月に試案（年金改革の骨子案）が出ました。最終的に新しい制度に含まれた内容のほとんどがそこに入っております。後ほど、また詳しくお話しを申し上げます。

そして94年の初めに、5党の合意に達することができました。この5党というのは、議会の議席の85%を代表しております。7つの政党のうち2つが参加には関心を示さなかったということなんです。いわゆる左派の旧共産党、そして保守よりも右派の政党は参加をしないということになったわけなんです。5党の合意を取り付けることができました。

そして、94年の夏になりますと、議会が年金制度を旧制度、1960年に導入したのから変えるということで合意したわけです。

新しい制度の主要な考え方は、ルールを改正して、拠出と給付のリンクを強めるということでした。

しかし、そのお話しをいたします前に、私が座長といたしまして、個人的にどういう経験をしたのかということについてご披露したいと思います。このグループが、なぜ特別だったのか、どのようにして決定に至ることができたのかということです。

私、何回ともなく、特に海外の友人の方から、このようなたくさんの党の合意をどのように取り付けたのかについてお話しをするように依頼を受けてきました。その理由をお話しするのは決して容易なことではありません。と申しますのも、国家間で違いもかなりあるということ、政党間でもかなり違うということですし、また政府と議員との間の役割分担も違うでありましょうし、また

社会パートナーがどのぐらい影響力を持っているのかも、国によって違います。

個人的な経験といたしまして、勿論この作業が始まる前から若干の考えは私なりに持っていたわけなんです。そして、5党合意を取りつけたということで、大変よかったと思うんですけども、そのさい明確な基本方針をもつということが大変に重要だと思うんです。具体的な目的ではなく、基本方針が重要だと私は考えます。どういう方向に動きたいのかということ、はっきりと示すことが重要です。その基本方針について5党合意を取りつけることができたわけです（後掲31頁参照）。

また、政治的にやっかいな議論が起こり得る問題ですので、各党の最高権威を構成メンバーにいたしました。つまり、各党に戻りまして、党員に合意内容について説得しなければなりません。基本となる改革案の骨子について暫定的な合意をまずして、そして各政党に持ち帰って了解を受けるということで、高いレベルの参加が必要だということなんです。担当大臣がいたということ、そして最大野党の社会民主党では前社会保険大臣と副大臣もそこに参加をするという形を取りました。

さらに、できるだけ知的にも開かれた形で誠実に話をするということ、新しいアイデアを常に出して、そして反論を含めて意見を自由に述べてもらうということ。いずれにいたしましても、新しい考え方を常に披露し、議論をたたかわすことでやりました。

さらに、限定された人数、いわば少数精鋭の考え方でメンバーを構成することが重要であると考えておりました。80年代に設置された年金諮問委員会では30~35名の人が一堂に会しておりました。ほとんどの参加者は、新しい合意の交渉担当者ではなく、さまざまな利害団体、労働組合だったり、経営者団体だったり、年金受給者の利害を代表する人たちだったわけなんです。私の経験から申しまして、非常に難しい問題の交渉の場では、責任を持つ国会議員だけでやった方が効率がいいということです。

くわえて、ただただ監視を人たちを、そこに傍観者として入れるべきではないということです。

次に年金改革の原則、何を盛り込むべきなのかということに関して申し上げます。最も重要なのは、過去の拠出が年金受給に1対1対応でつながっているのかということなんです。ほとんどの工業国、日本でもそうだと思うんですが、この拠出と給付の結びつきが弱くなってきているということなんです。これが、まさに大きな問題となっております。

さて公的年金給付費ですが、我が国の変遷をスライド（後掲33頁）にしてあります。60年代はかなり低いレベルでしたが90年代にはかなり高まっています。

そして1991年からスウェーデンは経済の危機に突入いたしました。それは1930年代以降で最もひどい経済危機でした。

そこで90年代に改正をいろいろしたわけですが、公的年金制度も変えましたし、また福祉国家も変えました。例えば、疾病保障や両親手当等々に関しまして制度の内容を変更したわけでありまして。私は社会自由派でありますので、福祉国家の中身を変えたんですけれども、しかし基本的な精神は保持しながら制度を持続可能な形にしていっていったと考えております。

スウェーデンでは、新しい年金システム、NDC（「みなし掛金建て」制度）と呼ばれているものを導入しました。その中で事業主とともに従業員本人があわせて16%の年金保険料を払うということになっておりまして、なおかつ財源は賦課方式ということなんです。それに上乗せして、積立方式の年金があります。個々人は自分の年金口座を持っております。それへの保険料拠出が2.5%です。個々人は500の運用手段の中から選択ができることになっております。これは国内のファンド、そして外国のファンドでも選べるということなんです（後掲34頁参照）。

くわえて従業員の90%には、労使協約に基づく企業年金もあります。企業年金とあわせると、ほとんどのスウェーデンの従業員は、賃金の22%（うち企業年金分3.5%）が年金保障のための財源として使われるということになるわけです。

この積立の部分、公的年金では2.5%ということなんですけど、それを導入し、そしてファンドが自由に選べるという形式を取ったわけなんですけれども、企業年金でも大型のものでは同じような形態を取っています。すなわちスウェーデンの勤労者の半分ぐらいが、22%のうちの6%を年金投資用に選択できるということなんです。2.5%が公的年金からの保険料、そして3.5%が職域年金の保険料です。

主要な年金改革について詳細にわたって勉強していただかなくても、是非この図（後掲35頁）だけは見ていただきたい。19世紀の末から、この4つの組み合わせということで年金の議論が常になされてきました。まず横軸はファンディングの部分です。つまり積み立ての度合いということなのですが、100%の積み立て対ゼロ積み立てということなんです。一方、縦軸は給付と拠出の関係の強弱を示しています。つまり、非常に強いリンクのものが上の方、そして非常に結び付きが弱いのが下の部分ということになります。

旧来のシステムはペイ・アズ・ユー・ゴーと呼ばれ、賦課方式でした。そして、システム全体に対してはかなり大きいバッファ・ファンドがあったんですけれども、しかし給付と拠出のリンクは余りなかったのです。

今回、新しい制度が導入されました。来年は新しいルールの下で新しい年金

が支給される初めての年になります。新制度では年金保険料と年金給付は1対1対応となります。これが新しい制度の特徴です。このリンクが非常にはっきりとしているということ、そして国民もそれをはっきり自覚できるということなんです。そこには就労のインセンティブがあります。

また、この賦課方式の従来の部分と、積み立ての新しい部分の組み合わせですけれども、それは政治の議論の対象になりました。政党の中には、それに反対をするところがあったわけです。年金の積立化に反対をしたところもあったわけです。しかし大きな政治的な妥協ということで、好む部分、好まない部分をならしながら議論を進めました。

スウェーデンの年金改革で覚えておいていただきたいのは、すべての拠出保険料が年金権に1対1で対応していくという形になったことです。年金受給年齢まで、拠出1円、1クローナ、すべてが給付に反映されるということなんです。

ほとんどの拠出は賃金をベースにしているということなんですけれども、年金拠出は、失業中であっても、また疾病中であつたといたしましても、疾病手当金や失業給付から支払われます（後掲37頁参照）。

25歳または16歳ぐらいから保険料を払いはじめまして、65歳までずっと働く。その間、拠出は賃金スライドされます。そして61歳から年金受給ができるということ。仕事があれば70歳まで年金受給を遅らせることができるわけなんです。スウェーデンでは賃金上昇率は実質1.6%という数字を使っております。イタリアの場合は1.5%という数字を使っております。

1.6%ぐらいであれば年金給付の実質レベルが受給期間を通して一定に保てるようにしました（後掲39頁参照）。経済成長率が2%になりますと、年金給付は実質的に引き上げられます。

次のスライド（後掲40頁）には、拠出と給付について2つのシステム間の違いが出ております。2人の比較があります。2人とも、155万クローナを生涯を通じて納めたとします。1人は、勤続年数が短かったが、ダイナミックなキャリアを持っていた人です。この人の受け取る年金給付の方が、こつこつと40年間、同じ企業で工場労働者として働いた人よりも多くなる。それが旧制度でした。新しい年金制度では、払い込んだ保険料が同じであれば給付額も同じになるということで、より公平になります。

昔のスウェーデンのシステムは基礎年金をベースにしておりました。それは1913年にスウェーデンで導入されまして、実は昨年までそれがずっと続いていたんです。

しかしグループの中でこの制度を変えようということになりました。以前は基礎年金だったものを、これからは最低保障年金制度に変えることにしました。

そして税金の投入額はその分、減らそうということになったのです（後掲41頁参照）。

この最低保障年金の水準は、生活保護のレベルよりやや高いところを取っています。65歳からこの最低保障年金を受けることができます。40年間スウェーデンに住み続けることが、その条件です。

スウェーデンがEUに加盟することになり、その他の14か国と合意を結んで、お互い加盟国同士、平等に処遇し合うことになりました。寛大さという点でスウェーデンだけがEU加盟国の中で抜きん出たことはもう許されなくなりました。スウェーデンに10年間住んでいるのであれば、4分の1の受給資格を得るということになります。

新しい制度の安定性についても、ご紹介したいと思います。先進国の中でも特に財政安定度の高い年金制度をつくるということが主眼になっておりました。バランス・メカニズム、年金財政における自動安定装置の導入と呼ばれております。それは、94年以降加えられた唯一の新しい要素として、きわめて革新性に富んだものです。国際的な議論の場でも話題を呼んでおります。

スウェーデンの制度は当初の合意を超えて、もっと安定性の高いものになりました。当初から、もっときっちりと自動安定化させることができたはずでした。例えば、1人あたり平均賃金の伸びではなく、経済全体としての賃金総額の伸びを使う方がより安定度が高まったはずですが、しかし、それが嫌だということになり、最終的に、このバランス・メカニズムを使うことになったのです。

イタリアもスウェーデンより遅れて、同じような制度を導入しましたが、移行期間はイタリアの方が3倍も長くしてあります。我が国スウェーデンでも移行期間は置きましたが、それは20年にとどめました。

それから労働力は減少するのではないかといつも心配されてきました。現役世代がどんどん減っているということで、日本でもそうだと思います。

新しい制度の下では65歳を基準として平均余命を考えます。そして、それをベースにして年々の給付額を決めます。しかし平均余命は今後も延びていく可能性があります。

期間を見てみますと、例えば払い込み期間どのくらいあるか、35年、45年くらいということですが、そして、その後ほとんどの場合、16年、17年くらいはずっと年金の支給を受けます。平均いたしますと、拠出の期間と受給の期間とで大体33年間ぐらいの差があります（後掲46頁参照）。

スウェーデンの議会は、この新しいバランス・メカニズムの導入を昨年、決定しました。そして来年から実行開始ということで、2003年から始まることになっております。

スウェーデンではバッファ・ファンド（年金の積立金）が年金債務残高に比

して、かなり大きい。これが現状です。ドイツはスウェーデンの大体10分の1ぐらいのバッファ・ファンドしか持っておりません。

直近の昨年11月の計算によりますと、現在のバランス・レシオ（均衡数値）は1を超えています（後掲47頁参照）。

次のスライド（後掲49頁）に書いてあるのは、まずインカム・インデックスです。これは平均賃金の伸びをベースにしてスライドしていくことを表しています。仮にバランス・レシオ（均衡比率）がマイナスになると、平均賃金の伸びにしたがって額はふえなくなるわけです。バランス・レシオが0.99であったら、平均賃金の伸びに0.99を乗数として掛ける形で「年金額」を調整します。このときスライド制の勾配は当初予定より緩いものになります。しかし、その後、経済全体が当初予定より好調になると、またグリーンラインの方に近づきます。この間、スライド率は割増しされます。

新しいスウェーデンの年金制度は将来どうなるのか、次にお話ししたいと思います。スウェーデンの経済は毎年、実質2%で伸びていくと仮定しております。またバッファ・ファンドでもそれなりの運用益が出ます。我々が実際に使った実質運用利回りは年3.25%です。ただ、運用利回りが2%ということになってしまいますと、バランス・レシオは1を下回ってしまいます（後掲50頁参照）。ということは賃金上昇率を割り落とす形でスライドせざるを得ないということになってしまうわけです。

ドイツの例を先ほど申し上げましたけれども、ドイツは大体1か月分ぐらいのバッファ・ファンドしか持っていないですが、スウェーデンは4年分持っているわけですから、何もなくても4年間はやっていけます。

バッファ・ファンドの運用利回りが3.25%の場合、長期的に見て年金積立金はゼロにはなりません。年々の給付総額の2年以下にはならないということです（後掲51頁参照）。

運用利回りが2%になっても、まだ半世紀近くもちます。しかし、その後は積立金不足が生じてしまいます。

さらに出生率が下がっても、最初の20年間は年金制度にあまり大きな影響は出ません。しかしながら大きな問題が大体、今世紀の中央ぐらいから起こってくるということになります（後掲52頁参照）。

さて国際的な議論の場では、スウェーデンの年金改革は本当に新しいものなのか、そうではないのか、議論が分かれています。私としては、新しいものだというふうに思っております。できるだけ公平性に気を配りましたし、また強いリンクを拠出と給付に置きました。スウェーデンが導入したのは、いわば積立金のない掛金建て制度ということになります。だから、これは新しいんだと申し上げたい。「みなし掛金建て制度」と呼ばれる場合もあります。私はあま

りいい呼び名だとは思わないんですけども、国際的にはこのごろ「みなし掛金建て制度（NDC）」という表現がよく通る用語になってきております（後掲53頁参照）。

最後に、技術的な話題を離れて、政治の話をもう1回申し上げたいと思います。94年の夏に国会で決議がされまして、その後、我々としては特別の施行グループをつくるということになりました。こちらメンバーは政治家だけです。そして、この施行グループを通じて年金改革を貫徹させるということになったわけです。これはスウェーデンにとって新しいことです。勿論、政党間で以前に合意をしたことはありました。80年代の終わりごろに税制改革について各党間で合意をしましたけれども、5党の人たちが一同に会して年金という1つのテーマを追求しつづけたというのは、今回が初めてでした。

私の経験を通じて申し上げたいのは、まさにこのプロセスこそ外せないプロセスだったということです。このプロセスがあったからこそ、結局、時間はかかりましたけれども、成功にもっていくことができました。政党間で意見の食い違いは確かにありました。それでも、まとめることができたのです。

特に社会民主党が後に政権に復帰したわけでありませけれども、その中には、福祉国家という名の下にスウェーデンはやってきたんだから昔の制度でいいのではないかというふうに言っている人もいました。社会民主党の方は、自分たちが一生懸命やってきたから、ここまできたんだと、自画自賛したかったのでしょう。しかし党利党略を捨て、各党の責任者が議論を尽し、譲りあう形となりました。それが年金改革の成功につながった理由だと思います。

社会パートナーのことを、少し説明いたしましょう。彼らは正式なメンバーではなかったんです。いわゆるレファレンスグループの一員でした。我々のグループに対して批判的なパートナーもいくつかありました。普通でしたら、社会パートナーの人たちも王立委員会のメンバーとしてフルに認められるはずでしたから。また30年ルール、15年ルールといったルールを変えることに大卒の一部の人たちは反対でした。

しかしながら大卒従業員が集まっていた労働組合が、そのルール変更賛成してしまったのです。ちなみにチーフエコノミストはまさに生涯賃金ベースのものの方がいいと言っていました。

ホワイトカラーの労働組合も昔の制度の方がいいと言っていたわけです。30年ルール、15年ルールをキープすべきだと言うのです。

ブルーカラーの労組は最大の労組です。かれらの意見は分かれてしまいました。そこの中の下部の組合として最も大きなものが地方自治体の労働団体でした。そこは女性が組合員として非常に多かったということで、新しい制度に賛成してくれました。

なお年金受給者団体は、余り活発な動きを示しませんでした。

新しい制度で一番大きな脅威は何だったかとよく聞かれます。脅威には結局なりませんでしたが、不純な動機で連携が組まれたということもありました。まず、一方では、社会民主党の中でも活動派と呼ばれている人たちが新しい制度で払われる年金額は少な過ぎると思っていました。片や大蔵省の人たちは年金支給額があまりにも高過ぎるのではないかと不満でした。不純な動機ですが、同床異夢という形で彼らは手を組んでしまったのです。彼らはもしかしたら大きな脅威になったかもしれないけれども、実際は、そうなりませんでした。

イタリア、ラトビア、ポーランド。いずれも、かなりスウェーデンと似た年金改革をやっております。

皆様、年金はとても重要な問題です。ただ、もっと重要なことは、年金が我々に何をしてくれるかということです。どういうインセンティブに年金がなるのかということがもっと大事な点だというふうに思います。この考え方をベースにしてスウェーデンでは年金改革が始まったんです。

以上です。ご清聴どうもありがとうございました。(拍手)

パネルディスカッション

総合司会(山本孝史議員) ありがとうございます。ただいまの御講演をいただきありがとうございます間に自由党の武山百合子衆議院議員、民主党の内藤正光参議院議員も御参加下さいました。

それでは、引き続き出席者の間でディスカッションに入っていきたいと思います。ここからは、クェーンベリ議員をご招待下さった、もう1人の世話人代表である一橋大学の高山憲之教授にコーディネーターをお願いしております。どうぞよろしく申し上げます。

高山 ご指名でございます。僭越でございますが、コーディネーターを勤めさせていただきます。パネルディスカッションの時間は、おおよそ1時間でございます。全体を2つのパートに分けたいと思います。

最初のパートで、ただいまお話を伺いましたスウェーデンの年金改革について日本の国会議員の諸先生方から、所感なりご意見ご質問を頂戴したく存じます。それに対して、クェーンベリさんからご回答なさっていただきます。

2つ目のパートで、クェーンベリさんの基調講演を踏まえまして、今後における日本を念頭に置きながら、日本における望ましい年金像や、国民の理解を深めつつ年金改革をどのように進めるのか。その際に基本スタンスとして何が重要となるか。そういうことに関しまして自由に意見交換をなさっていただき

ます。

時間配分は、それぞれ半々で30分ずつと考えておりますが、そこは弾力的にお考え下さい。ご質問、ご意見等は名札をお立てになってお述べ下さるようお願い申し上げます。

それでは、直ちにパート1に入ります。ただいまのご講演に対してご意見、ご質問、ご所感等、何でも結構でございます。どうぞ、名札をお立て下さい。それでは小宮山先生からどうぞ。

小宮山議員 済みません。しばらくして退席しなければいけないので、最初に質問させていただきます。民主党の小宮山と申します。

今のご講演の中に特にお話が出てきたわけではないですが、スウェーデンでは女性が働くことに対して、年金も税制も非常に中立というか、公平・公正になっていると思うんですが、女性のことについて、今回の年金改革の中で何か配慮されたことがあるのかどうかを伺いたいと思います。

クェーンベリ議員 はい、確かにございました。先ほども若干申し上げましたし、お手許に別途お届けしましたペーパー ("The Swedish Pension Reform: Some Lessons, " Discussion Paper No.46, 2002年1月、一橋大学経済研究所「世代間利害調整」プロジェクト。ホームページ <http://www.iier.hit-u.ac.jp/pie/Japanese/index.html>からダウンロード可能)にも詳しく書いてあります。プレゼンテーションのさいに書いたものを読み上げることは避けました。まさに女性の取りあつかいは大きな問題の1つだったんです。

多くの人から見ますと、古いシステムは女性に非常に有利だったのではないかと思われておりました。女性は家庭の中で育児にいそむむということですので、勤労年数が長くなかったからです。

しかし、私どもが調べたところ15年ルールというものがありまして、その15年ルールは男性に非常に有利になっているということがわかったわけです。男性の方が多くの女性よりもダイナミックなキャリアを踏んできているという事情があるからです。

そこで育児の期間、子どもが4歳まで年金権は就労している場合と同じものが得られるということにしました。例えば、女性が男性よりも数年より多く家庭にいるということ、これは育児にとって大変重要な期間になるということで、それを非常に高く評価するということにしました。

スウェーデンで最大の労組、それは地方自治体の公務員の労働組合なんですけれども、女性が非常に多いということで、より有利なものを望んでいました。私ども新しい制度をつくるに当たって、女性にとって古いシステムより有利に

なるように心掛けました。

都築議員 自由党の都築議員です。大変貴重なご説明をいただきありがとうございます。特に「Some Lessons from the Working Group」(後掲31頁)というのは、本当に日本の国会の議論でもこういうふうになるといいなと、そういうふうにつくづく思います。

1点目は大変初歩的な質問で恐縮でございますが、例えば日本の高齢化の状況と、スウェーデンの高齢化の状況は大分違うのではないのでしょうか。というのは、去年1年間に日本で生まれた新生児は117万人。ところが団塊の世代にあたる1947年、1948年、1949年には270万人も生まれていました。その世代が、これから5年で定年退職。10年で年金受給。それから15年経つと老人保健の対象になる、こういうものすごい過激な高齢化が進む状況でありまして、スウェーデンが1980年からそういうふうな議論を始めていたということに大変敬意を表するとともに、どういう状況だったのかということをお教えいただきたい。

2点目は、賦課方式、積立方式と言われておりますが、それは税方式ですか、保険料方式ですか。さらに労使の負担割合はどうなっているのでしょうか。もう一つ、日本の国民年金は加入者の3分の1が実は保険料の徴収漏れになっております。そういうことを思うと、スウェーデン方式はどうかしらと、こういうふうに思います。

大きな3点目は、7党あるいは5党の協議の中で、政党間の違いで大きなものはどういったものであったのか、また自由党とか社会民主党とかという基本的な政党の枠組みの違いの中で、どうやって違いを乗り越えてこられたのか、その点、ご回答をお願いできればと思います。

クーンベリ議員 たくさん一度に重要なご質問をいただいたので、全部答えられるかどうか分かりませんが、箇条書き程度にざっとお答えさせていただきます。

勿論、いろんな問題があります。高齢化ということで日本と同様にスウェーデンも大いに悩んでいるわけです。ただ出生率は日本よりもいいかもしれない。1.55ということで、日本の1.35よりはいい。イタリアですとかスペインですとか、勿論もっと深刻なところもあります。しかし出生率全体をみるとスウェーデンもあまり芳しくないと言えるわけです。

将来は家族に対してより良い政策を実施することが必要です。生活水準を上げる。そして男性も女性も両方ちゃんと子どもが生まれたら育児にいそむことができるように配慮するということが重要です。これはスウェーデンのみならず各国に課せられた共通の課題です。

年金改革について考えているとき、どうやってもっと長い間、人に働いてもらうか、どうやったら就労インセンティブを高めることができるのかを考えました。65歳ではなく、67歳で引退するということになると、2年余分に働くことで、その分だけ多く月々、年金支給を受けることができます。年金支給額が多くなりますよ、だから長く働きなさいということでインセンティブになるかもしれないと考えた次第です。

勿論、ずっと働き続けたいという人たちもいるわけで、スウェーデンは65歳を超えても働いている人たちがたくさんいます。働き続けたいときには働き続けられる。来年から退職年齢を67歳に引き上げることでなっております。

労組からの強い反対ですとか、また事業主団体からの反対といったようなことがあっても、我々は方針を貫きました。

それから労使の負担割合は理想的にはフィフティー・フィフティーということで、ほとんどのヨーロッパ諸国ではそうなっています。93年当時、スウェーデンは全部事業主だけが負担し、従業員本人は全く保険料を負担しなかったわけです。しかし今は原則フィフティー・フィフティーとなっております。

政党間の一番大きな意見の相違については、保守党がもっと小さな年金システムがいいと言っていました。社会民主党の方は勿論大きな年金制度を組みたがっていました。また他の連立与党の中の中道党は基礎年金をしっかりとさせたいと言っている状況でした。さらに個別のファンド、個別の年金アカウントを持つべきだと主張した政党もありました。

保険料未納の問題はあまりスウェーデンでは深刻な問題にはなっていません。新しい制度では保険料は自分で納めなければいけないということになっています。そして新しい制度の下では、保険料を自ら納めるというインセンティブがより強く働く形となっております。

世銀のコンサルタントとして、私はラトビアの年金改革にも携わりました。ポーランドについてもそうです。ラトビア、ポーランドも強いリンクを拠出と給付の間で是非、打ち立てたいと言っています。保険料未納の問題は、こういった国では深刻となっております。

阿部議員 たくさんお聞きしたいことがあるんですが、要点を絞って4つだけお聞きしたいと思います。

1つは、今、お触れになりました労使負担の割合です。スウェーデンでは従来の全額事業主負担がフィフティー・フィフティーになったということですが、日本の場合を想定しますと、そのことだけで参加者が1人もいなくなってしまう。そういったときに労使負担割合の変更について、どういうリアクションがあったのか。それを克服したポイントは何なのかということをお聞き

したい。

2つ目は、スウェーデンの場合、日本の場合と違いまして、年金制度は国民を対象とした、いわば保険者が1つの制度ではないか、そんなふうと思うんですが、日本では残念ながら現実として幾つかの制度に分立している。例えば、今日の会場を貸していただいている後援をなさっている地方職員共済組合もその1つです。この辺のことについてスウェーデンの今までの経過と、制度は分立していなかったのかどうなのか。私は制度が1つということで初めて合意ができるのではないかなと思うんです。クーンベリ先生からアドバイスをいただきたい。

3つ目ですが、これから年金を50年、100年というふうなタームで考えていくためには、公正さが強く要求されると思います。損だ得だということもございますが、それではなくて、公正でなければいけない。公正さを担保するために所得の把握につまましてスウェーデンではどんな工夫があるのか。

所得の把握について、日本ではサラリーマンと自営業者の間がアンバランスではないかと言われますが、スウェーデンの場合にはどうか。私は、最小限、年金番号、納税者番号、あるいはID番号と言ったらいいのかもしれませんが、そういうものがどうしても必要なのではないかと思います。所得に比例して料率を掛けていくときに、基礎になる所得の把握について国民全体の信頼感を得るためのご苦労がありましたら、あるいは何か提案がありましたらお聞かせいただきたい。

最後に、4点目ですが、将来の年金について自動安定装置がスウェーデンでは組み込まれているわけでございます。これについては、世代間の人数バランスが崩れてまいりますと、既存の既裁定年金についても場合によっては減額があり得るということだと思っております。これによって、世代間戦争が起こることを事前に防止することになります。よく合意できたものだかと、率直に思うんですが、世代間戦争を回避できた背景にスウェーデンとしてどんな要因があったのか。むしろ公的年金の給付は絶対に保障されている。それを将来の子どもたちがどう負担するかは子どもたちの問題。おれたちは働いてきたんだから年金給付は絶対に保障しろ。これが一般的な意見でございます。そうした意味での世代間戦争が起こらず、こうした形で合意ができた背景について何かコメントがありましたらお聞かせいただきたい。

クーンベリ議員 事業主と従業員との間で保険料をフィフティー・フィフティーに分ける。これは19世紀末のビスマルクの時代から常にそうだったわけなんです。しかしスウェーデンがむしろ異質でした。その異質な部分を正そうとしましたが、みんなが賛成したわけではありません。労働組合の代表、特

にブルーカラーの労働組合、そしてサラリーマンの労働組合もかなり強く反対しました。

したがって、それは今もなお現実のものとなっております。社会民主党に対して影響力が非常に強いからなんです。

目指しておりますのは従業員の拠出を9.25 %までもっていくということ。7 %まではもう既にいっています。私は元座長といたしまして、そして施行グループの委員といたしまして、引き続き平等に分担していくことを目指していきます。その方が国民にとっていいことだと思うからです。年金というのは、天から降ってくるわけではありません。従業員が自分たちの分は自分で負担するんだという自覚を持ってもらいたい。

すべての国民が対象になっているか否かということについては、スウェーデンの1つの伝統といたしまして、そしてほとんどのスカンジナビア諸国もそうだと思うんですけれども、やはり国民皆年金制度と言いましょか、制度は1つです。これはヨーロッパ中央部の国ぐにとは制度が違います。

私どものグループの中ではルールはすべて皆同じであるべきだということだったんです。つまり1対1の年金対応、掛金額と年金額の直接リンクということですべての人をまったく同じく扱うことにしました。未納の問題、自営業者の問題は大変に難しい問題です。私どもは、1クローネあたりの拠出、これが30年、15年を問わず、必ず年金額に直接反映されるということをやうまく説明することができたと思います。

第4点目、自動安定化装置なんですけれども、このシステムでは平均賃金でスライドしています。つまり年金受給者と勤労者・現役世代の生活は同じように変わっていきます。

しかし1つ違いがあります。実質的に賃金インデックスとなっているものの、みかけは物価スライド制を取っています。

将来、どこかの段階で経済が悪くなるということになるかもしれません。そうなりますと、保障された部分をどうするのか。これは議会が決めるべき問題です。

古川議員 民主党の古川と申します。2つ質問いたします。1つ目の質問は国庫支出に関してでございます。新しいスウェーデンの年金システムだと、最低保障年金の部分が年金会計ではなくて、一般会計から支出される国庫支出部分になると思うんですけれども、前の年金制度のときに比べて国庫支出の割合は増えたのか、減ったのか。もし増えたのであれば、それは消費税を引き上げる等、増税をしたのか。あるいは減ったのであれば減税になったのか。その辺の国庫支出の負担分についてどうやったのか。この点を、まず第1点目として

お聞きしたい。

第2点目は、最低保障年金と生活保護の関係についてです。この最低保障年金は40年スウェーデンに住んでいれば、65歳以上になると満額もらえます。先ほどの話だと、生活保護のレベルよりも最低保障年金の方が高く設定されています。そうすると年をとった人は自動的に生活保護が受けられるということになってしまわないか。その点が実は日本の財務省が心配しているところでありまして、生活保護と基礎年金の部分を保障するということになると概念の混同が起こるのではないか。そうした生活保護と最低保障年金について概念を相互に整合性のとれたものにする。そういうことについて議論はあったのか、なかったのか。その点について教えていただきたい。

クーンベリ議員 新しい制度の目的の1つは、先ほども申しあげましたように、帳簿をはっきりとさせるということです。つまり収支をはっきりさせる、収支・会計を明瞭にする、払い込んだ分に比例して給付する、というすっきりとしたシステムにするということです。

つまり自分で貢献をしなくてはいけない。勿論、低所得者であった、所得がないというのであれば、それは通常の一般会計から出すべきだというふうに思っていました。新しい制度の下では生涯賃金および生涯保険料ということがベースになりました。実際に自分で払い込んだものをベースとして、それを年金給付として新たに分配し直す。そういうふうにしたということです。

それから、育児のため家庭に残って働けなかった、兵役の期間で働けなかった、大学に行っていて働けなかったという場合、文部省等からその分のお金が年金のために拠出されることになりました。

トータルの年金コストの75%は保険料・掛金からきています。国庫負担は実際4分の1弱なんです。しかし以前は税金に頼る部分が多少なく、将来、その部分が増大していくおそれがありました。それを逆転させたのが新しい制度です。

日本とスウェーデンを比較しますと、特に消費税で大きな違いがあります。日本の場合、たしか消費税は今でも5%です。他方、スウェーデンは何年にもわたって25%の消費税率がつづいております。こういった議論を高山先生としますと、日本とスウェーデンでは消費税率が違うんだということが多分、大前提になるでしょう。

生活保護水準との対比については、そうなんです。古川先生のご理解は正しいと思います。それは改革前も同じような状況でした。最低年金のレベルは基礎年金の水準よりもほんの少し高目に設定しました。

人生、中盤に差し掛かっていて問題が暫定的であれば、暫定的な制度で対応

することができます。ただ65歳になると、もう中年とは言えない。熟年もいい時期に達してしまっただけで勤労するようなチャンスもあまりない。そういうことですから、65歳以上の人は寛大な保障を必要としています。

武山議員 1点目は、女性の年金でございます。スウェーデンは少子化、高齢化が日本よりも数10年早く進んだと思いますけれども、その中で、いわゆる女性の年金をどういうふうに考えてきたのか。今のお話ですと、子育ての部分、大学に行ったときの部分など、それはやはりそれぞれの所管から年金財源を拠出したと理解しています。

日本の場合は結婚をしていると、まず家庭を奥さんが守って、ご主人が給料を稼いでくる。そして厚生年金の中で、ご主人が奥さんの分も保険料を払っているという形になっていきますけれども、これからはそれをきちっと一人ひとりの年金に変える、女性もきちっと保険料を払っていきこうという流れになっていきます。そこで女性の年金に対してスウェーデンにおける歴史的な経緯をお伺いしたい。

それから、移民をスウェーデンではかなり多く受け入れてきた歴史があると思うんですけれども、移民してきた人に対して国籍を与えて年金を支給するようになったのか。あるいは滞在していても外国人として年金を支給をしているのか。

さらにスウェーデン人が海外に出て長期滞在した場合、滞在国の年金との調整はどうなっているのか。

スウェーデンでは公的年金の土台がしっかりしていると思いますけれども、私的年金にどのくらいのパーセンテージで皆さん将来の掛金を拠出しているのか。その点にも興味があります。あるいは公的年金だけで十分老後が生活できる環境にあるのかどうか。その辺もお聞かせ願いたいと思います。

クェーンベリ議員 先ほども申し上げたと思うんですけれども、女性の問題はかなり広範に、かつ深く議論いたしました。ワーキンググループで最も多く議論したテーマでもあったわけです。そして議会への報告が94年にできたわけですけれども、それには女性の年金についての記述がかなり多く入っています。

男女について新旧の比較をするということもいたしました。いずれにいたしましても非常に熱い議論がたたかわされました。

スウェーデンの場合、古いシステムを保持したいという人たちが多かったということも確かでしょう。旧共産党の人たち、そして社会民主党よりも左派の人たち、また労働組合の一部も新しい制度は女性にとって不利になるのではないかとっていました。

しかし最低保障の部分が高くなり育児の期間もカバーされるので、この2つをあわせれば、古いシステムよりも女性が不利になることはない、こう申し上げて私は国民を説得しました。

女性は、すべての国において差別の対象になっている。そのことは事実でしょう。スウェーデンでもそうですし、日本でも多分そうなんではないかと思うんです。しかし女性に対する差別は年金制度だけでは解決できません。年金制度は持続可能でなくてはならない。そしてフェアでなくてはならない。しかしながら男女間の賃金格差を年金制度だけで解決することはできないわけです。スウェーデンでは、この辺がかなり議論になりました。私の党、自由党では1つの主要な問題といたしまして、女性が労働市場で男性と同じ待遇を得るようにしていきたいと考えています。そうなりますと、女性をめぐる年金の状況もよくなるでしょう。

次は移民の問題です。私どもの移民はスウェーデン国民と同じ扱いを受けています。私ども欧州連合の中で15の加盟国間の合意があります。欧州連合の中の各国民について自国民より劣った待遇をしてはいけないということなんです。ギリシャに行けばギリシャ人と同じ年金、そしてギリシャ人がスウェーデンに来ればスウェーデン人と同じ年金を得ることができます。その上、移民も同じ扱いにしています。所得に比例する部分、例えば、居住が3年以上、そして年金保険料を払えばスウェーデン人と同じ扱いを受けています。

さらにスウェーデン人が10年、国内にとどまった後、国を離れて外国に行ったといたしましょう。そしてアルゼンチンに行った、日本に来た。そういうことになっても、年金権のうちスウェーデンに居住していた期間分は完全に保障されます。いわば国民であっても移民であっても中立なシステムです。仕事をして、きっちり保険料を払えば年金権が認められます。

福島議員 デジジョン・メーカー・プロセスについては、スウェーデンの経験が参考になるかどうか必ずしも分からないというふうにおっしゃっていましたが、日本における政策決定のプロセスと、スウェーデンの政策決定のプロセスはかなり違うのではないのでしょうか。

日本においては、官僚機構が政策決定に果たす役割がきわめて大きい。そして与野党を超えて政党間のコンセンサスをつくるというよりも、官僚機構と与野党の間のコンセンサスづくりこそが政策決定のプロセスになっています。そういう意味で政治家主導の年金改革が日本においては果たして同じようにできるのか。そこでスウェーデンにおいて政策決定のさい、官僚機構がどのような役割を果たしているのか、お教えいただきたい。

クーンベリ議員 意思決定はどこの国においても重要ですし、勿論、意思決定の方法はそれぞれ国によって異なるものです。

私は日本のことについては詳しくありません。しかし日本に詳しい人たちのお話を伺っていると、今、福島先生のおっしゃったとおりでして、官僚の果たす役割が日本では大きいようです。

勿論、スウェーデンにおいても官僚はそれなりの重要な役割を果たしています。しかし通常、行政府の持つ影響力、特に官僚の影響力は日本ほど大きくないと思うんです。

年金改革について私が座長を務めていたとき、私たちだけで意思決定をし過ぎると外部からは批判されました。実は我々は背後で専門家と色々な協議をしていたのです。専門家に調べてもらったりとか、議論を聞かせてもらったりとか、これがいい、あれは悪い、といったように、いろいろな意見を伺っていました。けれども決めたのは我々です。

変化をもたらすこと、そして昔のシステムを変えるということが望まれていました。80年代の中盤からそうでした。変えなくてはいけないんだということは、はっきりと分かっていました。国会の社会保険委員会も社会保険庁長官もそうだったということです。国際社会保障協会(ISSA)のトップになった人もスウェーデンにはいまして、彼も我が国スウェーデンのシステムを見て、これは何とか変えなくてはいけないんだと切に希望していました。

実際の仕事を行ったのは我が国の政治家でした。これがよかったのか悪かったのか、今の段階では分かりませんが、政治家として私たちが大きく関与したことは確かです。政治家が責任を持って重要な年金改革をやったのです。

小池議員 共産党の小池です。最低保障年金についてお伺いしたい。非常に興味があります。日本の場合、高齢単身の女性を中心に、きわめて低額の年金しか受けていない方がいます。それにもかかわらず医療や介護の負担が重いという実態があります。最低保障年金は非常に重要な政策ではないかと思っております。

旧制度ではスウェーデンは基礎年金プラス付加年金(所得比例年金)という形で、やっていました。それを最低保障年金という仕組みに変えた理由について、ご説明をいただきたい。

それから、最低保障年金を受給している方が全体の年金受給者の中で大体どの程度の割合になっているのか、ということについても教えていただきたい。

最後に、制度改正の前と後で最低保障年金を受給されている方の受給額があまり変わらない。そういうことは分かったんですけども、それ以外の方も含めて、基礎年金が廃止されても受給額が減るということはなかったのか、最低保

障年金導入前後で受給権は維持されたのか。そのことについて、お伺いしたい。

クェーンベリ議員 ほとんどの国の場合、私どもの古いシステムに似た年金システムだと思うんです。1階は基礎年金、そして2階は所得または報酬に比例した部分ということだと思うんです。

私どもがなぜ変えたかと申しますと、古いシステムは非常に複雑だったということなんです。基礎年金は3つの部分から成っていました。まず基礎部分。次にミーンズテストに基づくもの。それは基礎年金に加算される部分でして、大体、基礎年金を50%加算した額なんです。その上に更に特別な課税のルールの下で、年金受給者に有利になるものがありました。この3つを最低保障年金に変えたのです。複雑さを改めたかったからです。

もう1つの理由は、できるだけ税金の部分を少なくして保険料の部分を多くする、そうすることで分配の公平性を確保したかったのです。つまり自ら支払う保険料によって自らの年金給付を確保していく、そういう自覚を促したかったのです。

勿論、従前の年金水準を減額するという事は、あまりいい案ではないでしょう。新しい制度の中には、小額ではございますけれども増額になった部分があります。基礎年金、古いものと比べれば最低保障額の方が若干高いということになりました。

来年から改正をいたします。来年からすべての年金受給者は税金を払うということになりました。50万人くらい初めて税金を払うことになります。年金額も上げますが、税金も払ってもらうということなんです。

勿論、人によっては100%最低保障なんですけれども、数としてはそれほど多くありません。半分くらいでしょう。来年に年金受給者となる1938年生まれの人たちの場合、50%弱の人たちが基礎年金をはかるに超えた所得を得ています。かれらに最低保障部分は必要ありません。そういうことになると思います。

将来、議会が実質でみた年金水準額を上げないということになりますと、最低保障年金を受給する人の割合は低下していくはずですよ。

高山 まだ数人の先生方が名札をお立てになっただけでいらしゃいますけれども、これからの時間は、今後の日本を念頭に置きながら、どうやって国民の理解を深めつつ年金改革を進めていくのか、特にそのさいに基本的スタンスとして何が重要になるかという点について、国会議員の皆様から自由にご発言いただきたいと思っております。

大脇先生が先ほどからお待ちになっていらっしやいます。どうぞ。

大脇議員 制度の見直しをするときには、どうしても年金とリンクする雇用政策の考え方が不可欠です。日本でもそのような議論がなされています。雇用政策のスタンスについて、スウェーデンではどんな議論がなされていたのでしょうか。

それから、スウェーデンでは両親手当の中で育児休暇分が出ているんですけども、日本では育児休暇などの所得保障がうまくいっていません。両親手当については、どんな議論がなされたのか。

クーンベリ議員 スウェーデンでもワーキンググループの中で年金改革が雇用政策にどういう影響を与えるのか討議いたしました。時によって労組とは白熱した議論も行いました。先ほども申し上げましたように、年金改革の主要な目的は働くためのインセンティブをどのように組み込むかということでした。まず働く、それで保険料を払う。怪しいお金ではなく、公明正大なお金を増やす。それを目的としたわけです。例えば61歳ではなく65歳まで働き続ければ、年金受給額が増えるというシステムにいたしました。そうすれば、もっと働くというためのインセンティブが生まれます。

インセンティブの1つとして、社会のためになるようなこともやりたいと思いました。勿論、働き続ければ社会のためにもなる、個人のためにもなる。個人にとってよいことが、ひいては社会にとってもよいことになる。そうであれば、これ以上いいことはない。そういうことであります。

労働の権利を潤沢に認める、67歳まで働きたい人は働けるという制度もつくりましたし、いつになっても年金の受給開始ができるということになりました。いずれにせよ、納めた分は返ってくるわけですから、勤続年数がふえれば受給額も多く支給されることになりました。将来は、もしかしたら雇用の状況が変わってくるかもしれません。

育児の果たす役割については、男女間の公平性を高めるということで、育児にいそしんだ期間においても年金権が失なわれないようにしました。育児期間に発生した年金権は1960年くらいまでさかのぼれることになっています。

育児休暇中の所得の手当については、かなり長きにわたってスウェーデンには寛大な両親手当の制度があります。これは女性・男性両方とも支給の対象になります。ただ、どちらかというところ、その取得は女性の方が多いですけれども、1年まるまる育児のために仕事から遠ざかったといったような場合、その間は賃金の8割を受けとることができるということになっており、この間については80%の年金権が獲得できます。

平野議員 政治家主導の年金改革のお話、大変参考になりました。ありがと

うございました。そこで日本の年金制度、あるいは社会保障制度をどう改革するかということについてコメントをいただきたい。

日本の場合、主として自営業者だと思ふんですが、税金を納める意識が非常に低うございます。国民総背番号制は導入が難しい状況です。それからスウェーデンのように税務署で保険料を徴収するということは、まず日本では不可能です。このように税金に対する日本人の意識はスウェーデンとは根本的に違います。

そこで日本の自由党は、かねてから基礎年金部分について消費税をもって賄うという政策提言をしております。元厚生大臣の津島先生にも基本的にはご理解いただいていると思ふんですが、このことについてクーンベリ議員のコメントをいただきたく存じます。

クーンベリ議員 多分おっしゃるとおりだと思います。自営業者は日本の場合、どうも納税についてスウェーデンの自営業者よりも意識が低いのではないのでしょうか。

ただ、掛金と年金給付のリンクを強め、自覚を促していくことは参考になるかもしれません。疾病保険でも両親手当でも、また年金でもすべてこのリンクは可能だと思ふんです。しかし、防衛費になりますと相当無理となります。いずれにいたしましても、この福祉社会の中で可能な部分**、ちゃんと保険料を取る。そして、それと給付のリンクを強めるということにしますと、国民の方も保険料を納めるということ、より強い関心を持つのはずです。

先ほども申し上げましたように、ラトビア共和国やポーランドにまいりましたとき、古いシステムは政治のシステムも含めて瓦解しておりました。年金制度も非常に高いインフレをはじめとする、いろいろな事情で全く崩壊してしまったのです。そのような状況の中で、ラトビアとポーランドの社会保障担当大臣は、まさに掛金と年金給付額との間のリンクがどのように納税者の行動に影響を及ぼすのかということに高い関心を示しました。

消費税の問題については、先ほどすでにコメントいたしました。何しろスウェーデンの消費税率は25%ですから、あまり日本の参考にはなりません。

〇今井議員 民主党の今井澄でございます。およそ1年前にお国に伺って、いろいろ教えていただきましたこと、本当にありがとうございました。

さて、私も幾つか質問したかったことがあるんですが、パート2に入ったということですので、意見も含めて述べさせていただきます。

スウェーデンの場合、政治家主導で、しかも責任を持った少数の人たちでかなりクールな議論をしたということが参考になったわけですが、特に年金の場

合には、制度を切り替えても移行40年とか45年掛かるのが普通です。つまりところ年金は財政計算の問題だと思うんです。これは経済成長率の問題、少子高齢化の問題、平均余命の延長、すべてに関係します。それらの数字について、それぞれの値が変わると年金はどう変わるのか。それをまず示すことが重要です。それらの計数が示されないと、きちっとした方針は何も出せませんし議論もできないと思うんです。こうありたいとか、あるべきだとか、減らすべきでないとか、減らすべきだとか、そういう議論をやっていても、全然、前へ進むことはできません。大事なのは、やはり年金数理だと思うんです。

日本の場合には、実は先ほどの福島先生のご質問にも関係するんですけども、こういう数理計算とか基礎データとか、いろいろなものが全部、霞ヶ関の役所からしか出てきません。役所は自分のやっている政策についてのデータは持っているんですが、そこからこぼれ落ちる人とか、谷間の人データは持っていないんです。だから日本国民全体のことが必ずしもよく分からないということがあります。それと、役所は前回出したデータにこだわります。いろいろな場合のケースデータをなかなか計算してくれません。

日本の霞ヶ関は優秀だと思います。けれどもも少なくともこういう年金数理にかかわる問題については客観的な第三者機関がないかぎり、ミスリードになりうるし、また政治家同士の議論に必要な基礎データも十分には持てないんだと思うんです。

スウェーデンあるいは他のヨーロッパの国々には、そういうデータを一体どういうところがお持ちになっているのか、そして、どういう形で公表しているのか、それをまずお聞きしたい。

日本でも最近の新聞報道によりますと、50歳を過ぎた人から問い合わせがあれば、あなたの年金額は幾らになりますよと厚生労働省が知らせてくれる。これは非常にいいことです。

特に、もし日本の年金を、今のような確定給付型の賦課方式の年金からスウェーデンのような所得比例型の保険料にリンクしたものに変わるとすると、これは本当に給付額がわからなくなる。そうすると、自分は今まで、こうやって保険料を納めてきたんだけれども、何歳ごろになったら幾らの年金がもらえるかということ、やはり教えてもらわないと、定年まで勤めてみたが年金額は減ってしまったとか、予想より少なかったということになります。

そういうデータを個人に対しても公開することがますます必要になると思うんですが、スウェーデンではそういう個人の問い合わせに対してデータの照会をやっているかどうか。

ついでに意見を言わせていただきますが、今日は津島先生、山本先生、高山先生、本当にありがとうございました。私も一昨年の年金国会では、ぎゃんぎ

やんやった方ですし、恐らく来年の国会も女性の年金権を中心として、年金で与野党対立がかなり激しくなると思います。

しかし自分が激しくやってきた経験からして、年金というのは党派の問題ではない、主観の問題ではなくて、はっきりクールな数理の世界の問題、財政の問題だと、私は思っています。少子化もそうです。

そうしますと当面は政局も動くでしょうから、表ではいろいろあるでしょう。しかし、津島先生、山本先生や、今日ご参加の皆さん。裏では、本当に「国家百年の計」ですから、年金制度をどうするのか、非公式な会合を是非、ずっと持って行っていただきたいと思うんです。

私は今、医療のことをやっているといるんですけれども、今の医療制度の混乱、例えば高齢者医療制度をどうするか、4方式案のどれにするか、いまだに決着つかないでガタガタやっています。

その背景に何があるか。私、気がついたんですけれども、70歳で老人医療の無料化をやってしまったことなんです。そんなばかなことを政治家がやってしまった。低所得者、お気の毒なお年寄りを無料にすることはいいのですが、何で年齢で区切ってあんな制度をやってしまったのか。あのとき大蔵省や厚生省はかなり反対したようです。けれども政治家が押し切ってしまったわけですね。ああいう政治主導をやってはいけません。社会党が主にやっていたんですけれども、年金だって修正積立方式とか言って、積立金が結構あるもんですから、ぼんぼん出せるもの出してきてしまった。

やはり政治家はそういう基礎データにもとづいて、きちっとした判断をしなければならぬ。それぞれの政党のお立場もあるでしょう。私も民主党は基礎年金、税方式、消費税で、と言ってやってきているんですけれども、どうもそれだけでは全然、生産的でない。主張するのはいいんです。けれども、それと離れたところで、クールな議論をしていくべきなんではないかと思えます。

高山 今井先生は多岐にわたる論点についておっしゃいました。その中にご質問が2つございました。1点目は年金財政、特に数理面の情報公開の問題です。2点目は、個人個人に対して将来、年金が幾らぐらいになるかについて、どういう情報提供の仕方があるのか。スウェーデンの実際についてお話しをいただきたいという点です。よろしくお願いします。

ショーベリ議員 今井先生、ご質問どうもありがとうございました。それから、いろいろな情報開示の点についてもご指摘いただいたこと、感謝申し上げます。私の基調講演の中ではカバーしなかった点ですので、とてもよいご質問だったと思います。

そして「国家百年の計」とおっしゃられましたけれども、年金の改革というのはとても重大な問題だということも然りです。

さて、2つのご質問についてお答え申し上げます。まず、最初に情報の開示、特に個人の問い合わせにどう対応するかなんですけれども、新しい制度では大きな変化が起こっております。昔のシステムですと、例えば、私が10年後、15年後に引退したら幾ら年金額を受けるのかと聞いても、なかなか正確な回答は返ってきませんでした。しかし3、4年ぐらい前から保険料を納めた人たちは、毎年、みんな1人ひとり封筒を受けとります。郵便箱の中に封筒が入っていて、これだけあなたは保険料を納めています、今までの拠出でこういった累積額になっております、今の調子ですと保険料を納めつづけると、この位の年金額を受けることができます、という情報がそれには記されています。

また61歳、65歳もしくは70歳、受給開始をいつにするかで年金額が異なります。そこで65歳の基準年に応じてこのぐらいの年金給付額にそれぞれなりますよということをお知らせします。61歳で引退したときと70歳で辞めたときの違いが分かるようになっているわけです。

例えば61歳でなく70歳で引退をしたら、年金支給額は2倍ぐらいになります。1年余分に働くごとに年金支給額がかなり増えるということになっています。

毎年春になると、被保険者1人ひとりに対して必ずこの手紙が届きます。ですから、ちゃんと情報は開示されています。

もっと詳しく知りたい人は勿論インターネットで情報を得ることもできますし、自らのピンコードがありますので（シンガポールでもピンコードでやっています）識別番号を入れれば、その個人だけの情報を見ることができます。これが新しい制度でして、とってもいい点だと思うんです、非常に面白い部分だと思います。

第1番目のご質問は、数理関係の計算のデータはどうしているかということでした。それは複雑な話ではありません。勿論、将来のことを占うことはだれもできません。10年先だって分かりません。来年のこともわからないのに、長期間の予測はできないのです。せいぜい、いい憶測しかできません。

スウェーデンは人口動態を含め統計の整備ということについては、世界でも一番きちりしている国です。それは政治家の影響力の外の話です。

ワーキンググループでは、もしかしたらこの全体の数字が間違っているのではないかというふうに言われたときもあったんです。しかし政治家が勝手に自分の有利な方に数字を変えることは困るということで、スウェーデンの統計局によるお墨付きの公式発表数字を使いました。

出生率についての見通しは1.55から1.8に上昇するということになっています。ですから1.8という出生率を前提として使いました。私が使った数字は、

すべてスウェーデンの統計局から出た公式数字です。

勿論、時によっては、ふたを開けてみたら、予測数値は当たっていなかった、制度にとっては悪い数字であった、というときもあります。

けれども伝統的に信頼のおける統計局があったということ、それからスウェーデンは情報を知る権利が国民にあるとずっと認めてきた国です。政治家がやることはみんなオープンになっています。統計整備には230年の歴史がございます。かなり信憑性が高く、ほとんどの場合はいい数字が出てきます。時に間違ったことがありましたけれども。

津島議員 すでに何度か私の名前が引用されました。それから今日の最初からの質問の中で、はっきりとお答えが出ていないように見えるのは最初の都築さん、古川さん、それから平野先生もお触れになった税方式に絡む問題です。財源が税なのかどうかという問題について、1つ申し上げたいと思います。

クェンベリさんが、その点についてお触れにならないのは、基本的な考え方が日本とスウェーデンで違うからではないでしょうか。

拠出と給付、つまりコントリビューションとベネフィットの関係が直ちに分かるようにしてあるところに今のスウェーデンのシステムの特徴があるんです。1人ひとりが、私は幾ら、どういう年金権を持っていますかと聞かれると、あなたはこれだけコントリビュート（拠出）されていますよという答えが出てきます。そして年金給付を払うときには調整係数を掛けて、自動的に金額が出てくるというシステムになっております。ですから基本的には拠出した金額と受ける給付とはつながる格好になっています。

このことを前提になさってお話しになっていらっしゃると思いますので、その財源が何であるかには直接お答えになっていらっしゃるらない。

裏から申しますと、平野先生のご質問にお答えすることになるわけですが、日本でいわゆる税方式をやった場合、最大の問題は、そこが切れてしまうことです。仮に消費税の何%かをそこへ投入するとしたところで、1人ひとりのコントリビューション、給与に応じたり、いろいろなものに応じて払うコントリビューションとの関係が切れてしまいます。

そのことにおいて、はたしてどれだけ国民の理解が得られるのか。私はこれだけ払っているから、こういう年金権がありますよという世界に持って行くためには、今、議論されている税方式は大きな問題を抱えていると思います。

これは自由民主党の立場ではございません。津島雄二の意見として申し上げます。

閉会

高山 最後にコーディネーターとしての特権を使いまして、1つだけ期待とお願いを申し上げます。

日本では公的年金に対して若い世代の不信感が増大しております。中高年の人たちの年金に対する不安感も非常に強うございます。

将来はどうみても不確実です。遠い30年、40年先の的確に見通すことはできません。しかし、そのときそのときの変化に応じて、年金をどう変えていくのか。そのプロセスについて国民が信頼することのできるルールがあれば、全体として年金制度に対する信頼を取りもどすことができると思うんです。

年金というのは常に利害対立をはらむ問題なんですけれども、津島先生がおっしゃいましたように「与野党を超えた議論の土俵」を是非おつくりになっていただきたい。そして、その共通の土俵を広げる議論をなさっていただきたい。「党派の問題ではない」と今井先生もおっしゃいました。たしかに年金は数理の世界の問題です。

国会議員の皆様、スウェーデンと同じように、日本でも超党派の年金ワーキンググループをご設置下さいませんか。そして、そこで国民の負託に応えるような議論を徹底的になさっていただきたいと思います。

誠に僭越ではございますが勝手なお願いを申し上げます。

最後に、本日、大変優れた同時通訳をなさって下さいましたキャサリン・スターリングさんと池田薫さんにお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

総合司会（山本孝史議員） では、ただいまの高山教授のお言葉をもちまして、この会を閉じたいと思います。

先生方には本当にお忙しい時間の中、お集まりいただきましてありがとうございます。せっかくお集まり下さいましたので、クーンベリ先生と一緒に記念写真を撮ろうという、きわめて日本的なやり方で最後を締めくくります。

これからも超党派の議員の集まりをしたいと存じます。その節にはまたよろしくお願い申し上げます。

今日は本当にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。（了）

Hitotsubashi Winter Workshop on Pensions

Some Lessons

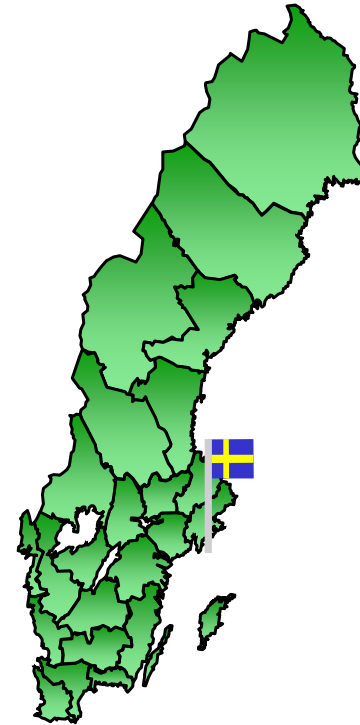
from

スウェーデンの年金改革から
なにを学ぶか

the Swedish Pension Reform

by

Bo Könberg, MP



Short History

1991年以降の動き

Working Group on Pensions 年金ワーキンググループの設置	Dec - 91	12月
Draft 年金改革についての骨子案発表	Aug - 92	8月
Five-party Agreement 五党合意	Jan - 94	1月
Parliament Decision 国会における議決	June - 94	6月

Some Lessons from the Working Group

ワーキンググループ設置のさいの留意点

- a very clear direction 明確な基本方針をもって改革に臨むこと
- high-level participants 各党における最高権威のメンバー参加
- great intellectual openness メンバー相互間における知的誠実性の確保
- a limited number of people in the room
- no one in the room just watching the negotiators

厳選された少人数による会議 / 会議における傍観主義者の排除

Contribution Years

32

per Retirement Year



受給1年あたりの拠出年数
(受給者1人あたりの現役労働者数)



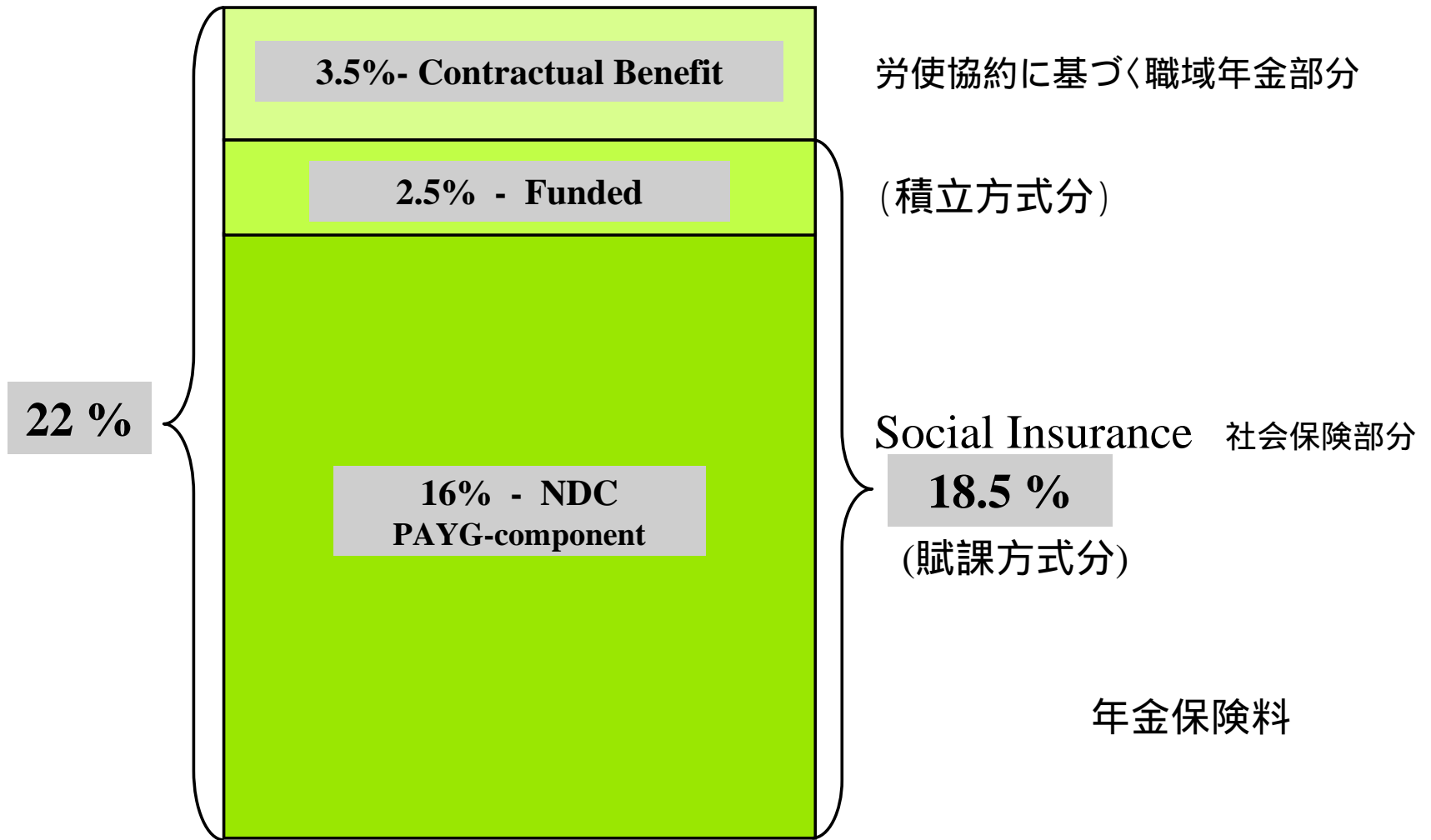
Social Insurance Expenditure

公的年金給付費(対GDP比)

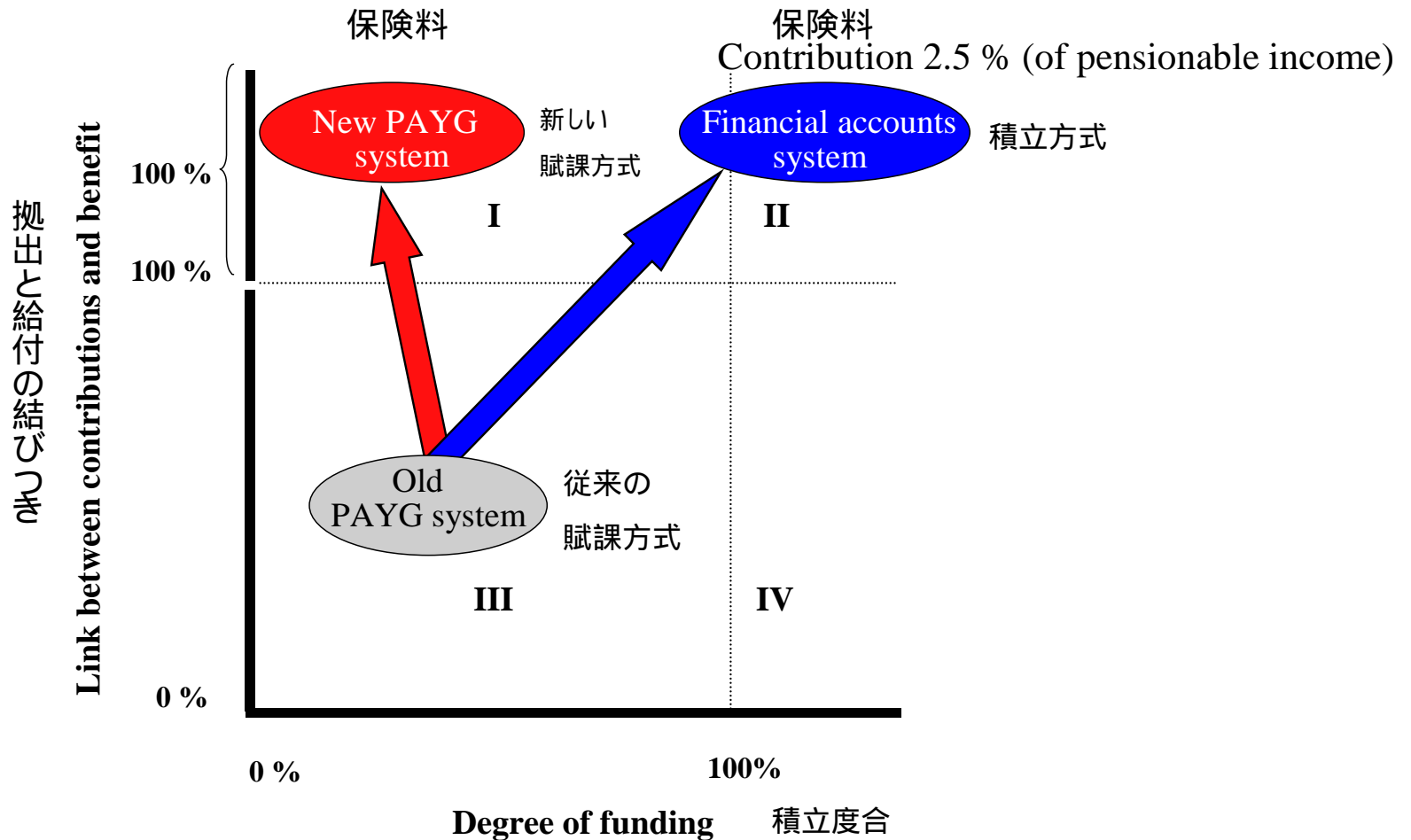
Payments as a percentage of GDP (incl. prognosis 2001-2002)



December 2001/RL/IW/LL

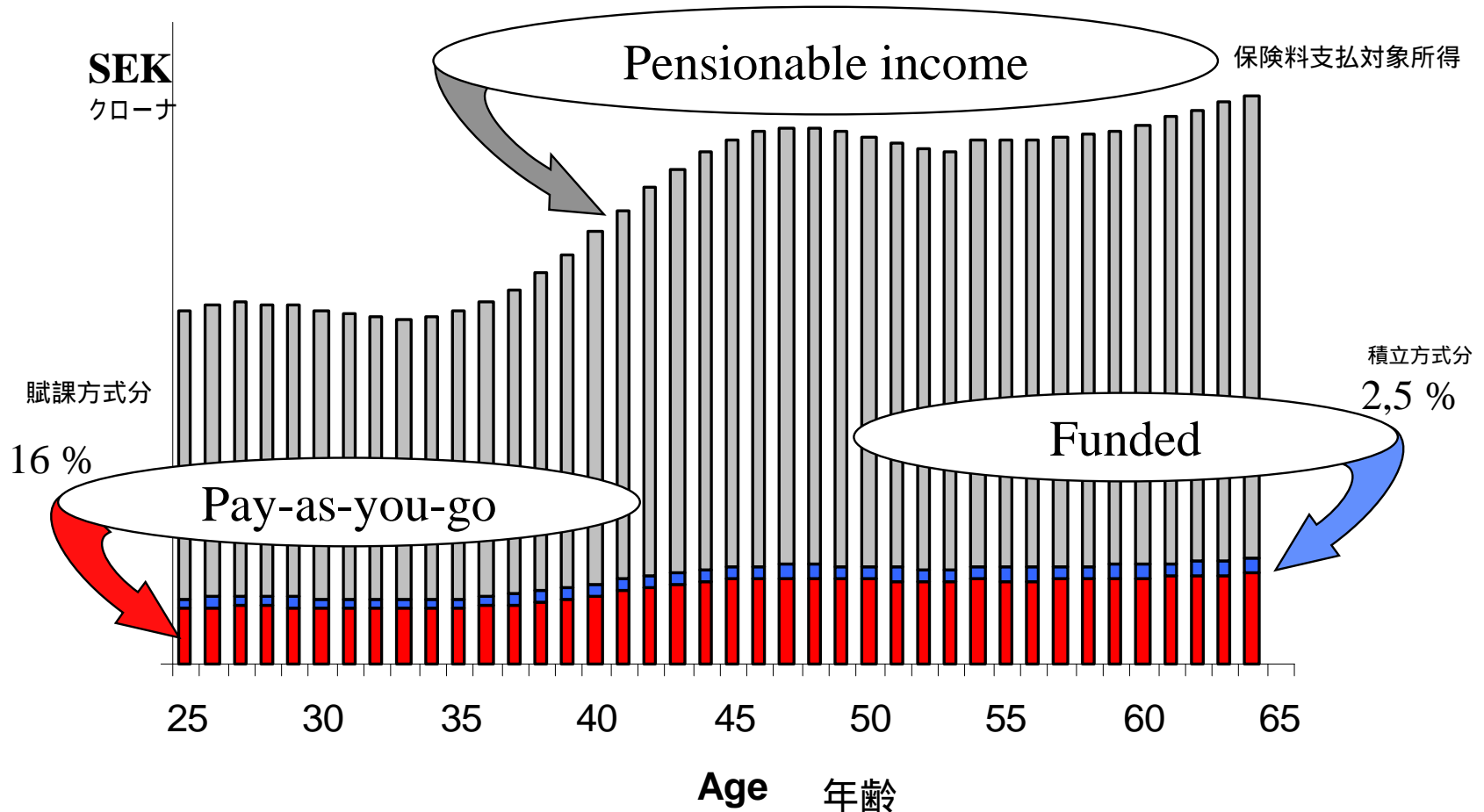


Directions of the Reform 改革の基本方針



Every contribution during the whole life career gives

corresponding account value 毎年の拠出が1対1で給付に直接反映される



Types of Pensionable Income

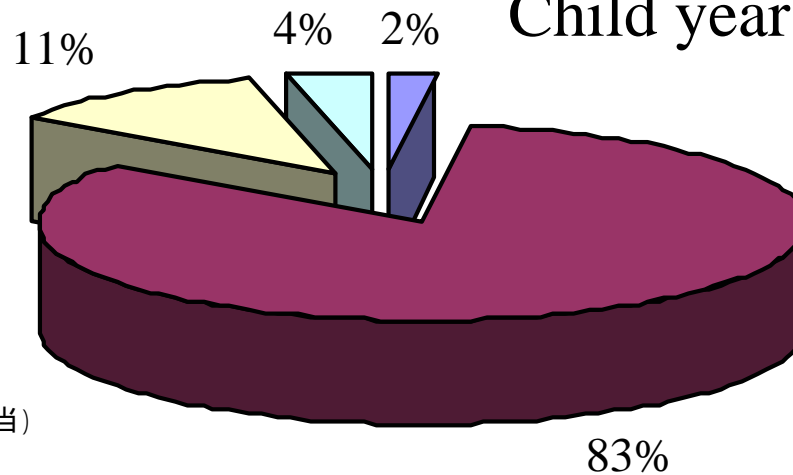
年金保険料支払対象所得

Sickness
unemployment
parental
benefits, etc.

傷病手当金
失業給付
両親手当等
(出産手当金 + 育児休業手当)

Disability benefits 障害者給付

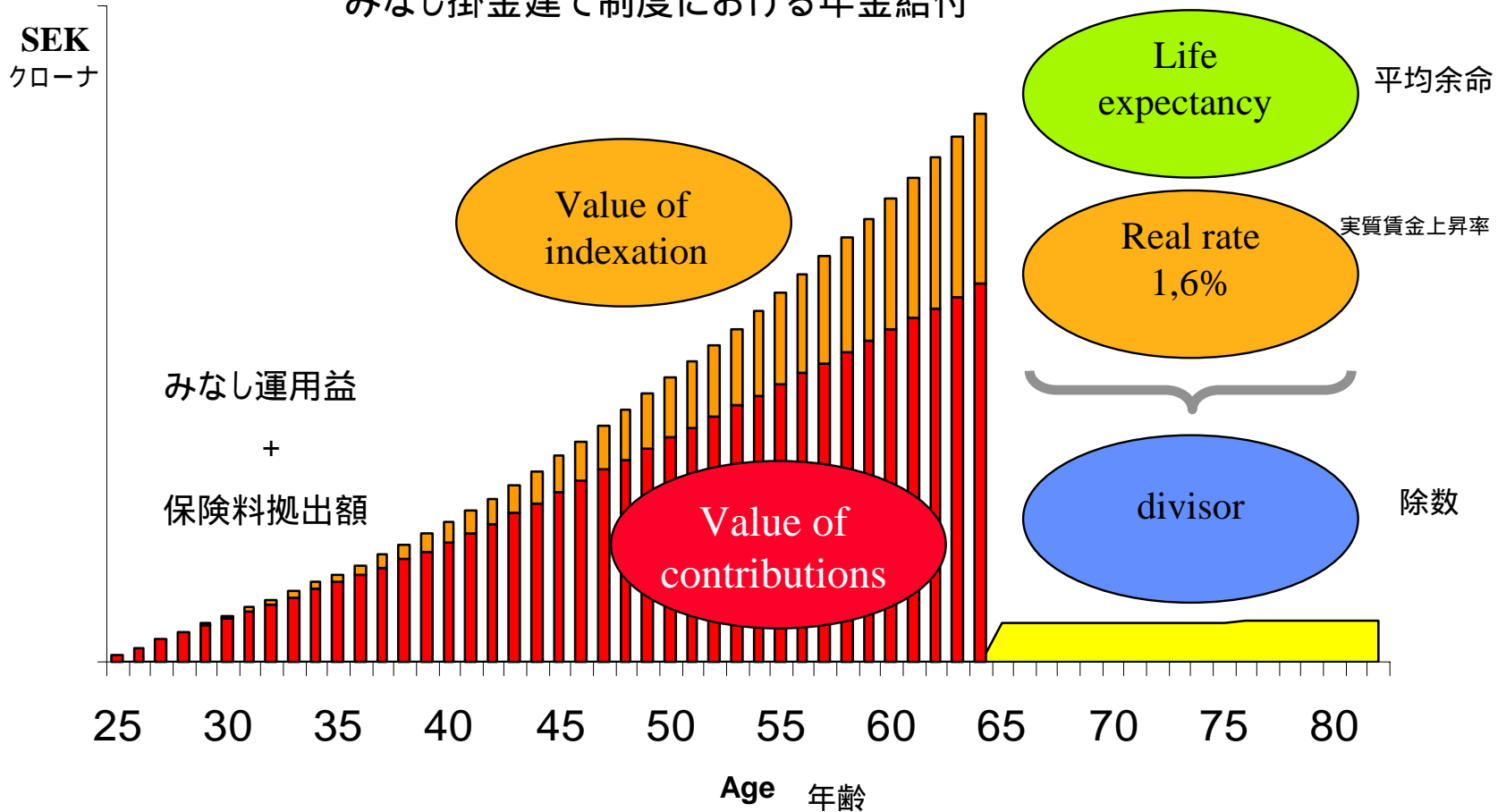
Child years 児童給付



Wages & 賃金・自営業所得
income of self-employed

Accrual of (notional) account & pension

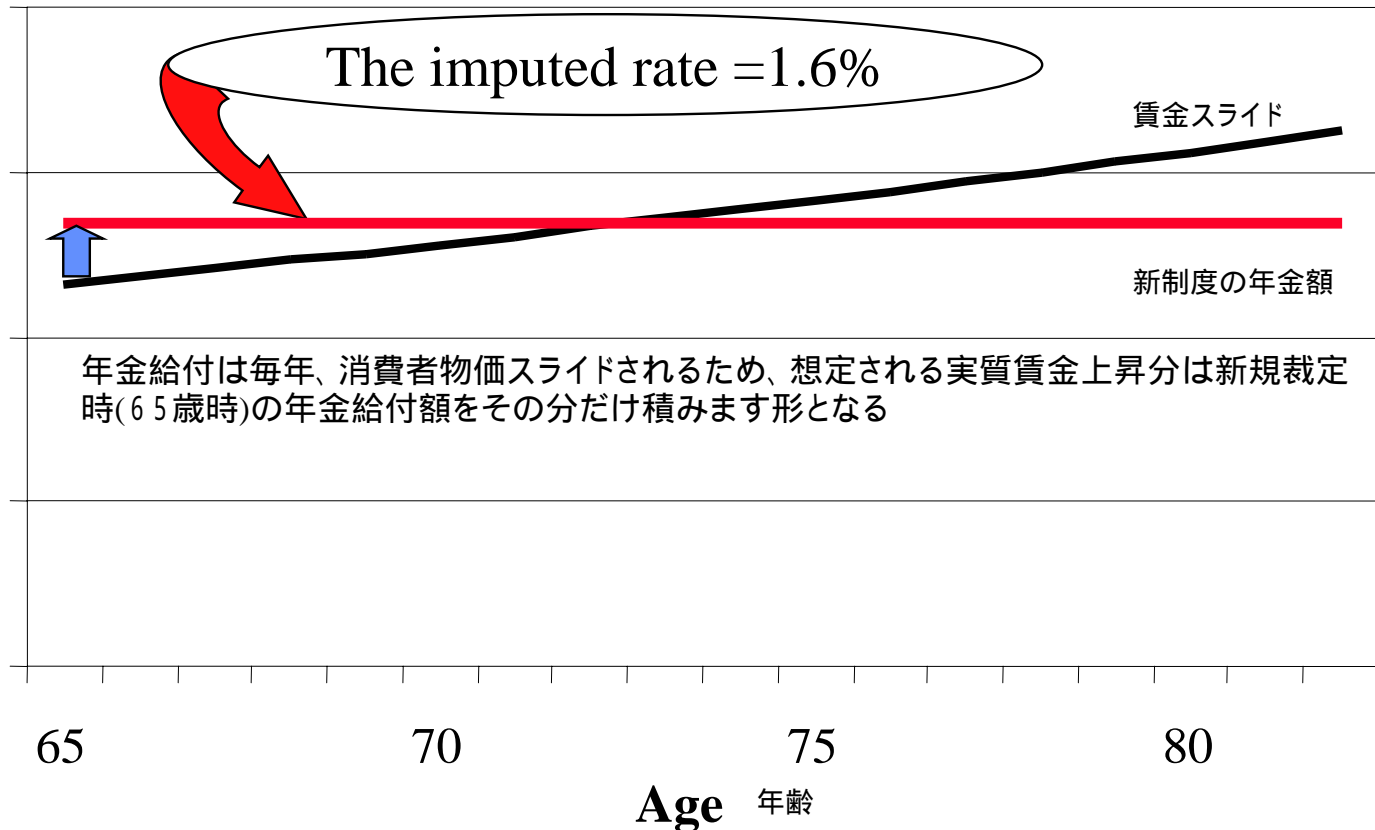
みなし掛金建て制度における年金給付



Pension as an "Annuity"

給付額
(実質)
100

年金給付額は毎年、1人あたり賃金が実質で1.6%上昇すると仮定して設定される



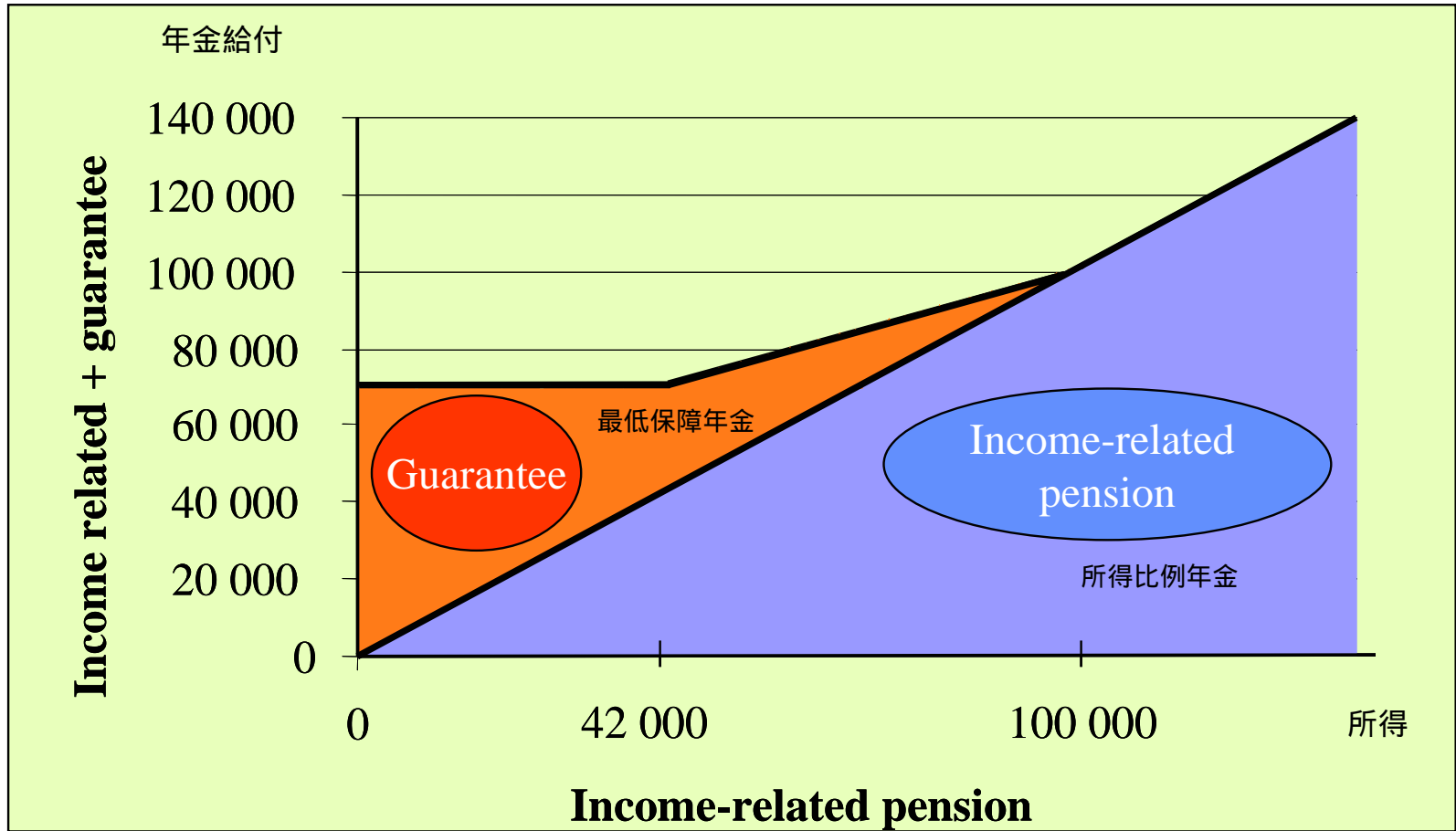
Contributions and Benefits in the New and the Old Systems

拠出と給付(新旧比較)

拠出 Contributions	給付 Benefits	
	新制度 Reformed rules	旧制度 National basic pension and ATP
1 550 000 SEK 155万クローナ	107 000 SEK 38% 10.7万クローナ <i>of final salary</i>	148 000 SEK 53% 14.8万クローナ <i>of final salary</i>
1 550 000 SEK 155万クローナ	107 000 SEK 59% 10.7万クローナ <i>of final wage</i>	105 000 SEK 58% 10.5万クローナ <i>of final wage</i>

Guarantee pensions 最低保障年金

Basic security for those with low or no income-related pension



Guarantee pensions 最低保障年金

42

Basic security for those with low or no income-related pension

- ✓ lowest guarantee level 最低保障水準
 - 2.13 base amounts for single people 単身者は基礎額の2.13倍
 - 1.90 base amounts for married people 夫婦の場合は基礎額の1.9倍(1人あたり)
- ✓ made up to the income-related pension 所得比例年金に対する補足
- ✓ from the age of 65 65歳支給開始
- ✓ for full guarantee pension a person must have
 - lived Sweden for 40 years 満額受給には40年居住要件つき
- ✓ same taxation rules as for the gainfully employed

年金給付は例外なしに全額課税対象扱い

The Swedish pension reform defines a financially stable pension system

改革による年金財政安定化の実現

- Contribution = Entitlement 保険料拠出による年金受給権の付与
- Average wage indexation 賃金スライドへの切りかえ
- Annuity = Capital / (Life expectancy & Real rate 1.6%)
拠出と給付の1対1対応
- Balance mechanism 年金財政における自動安定装置の導入

Reasons for balance mechanism

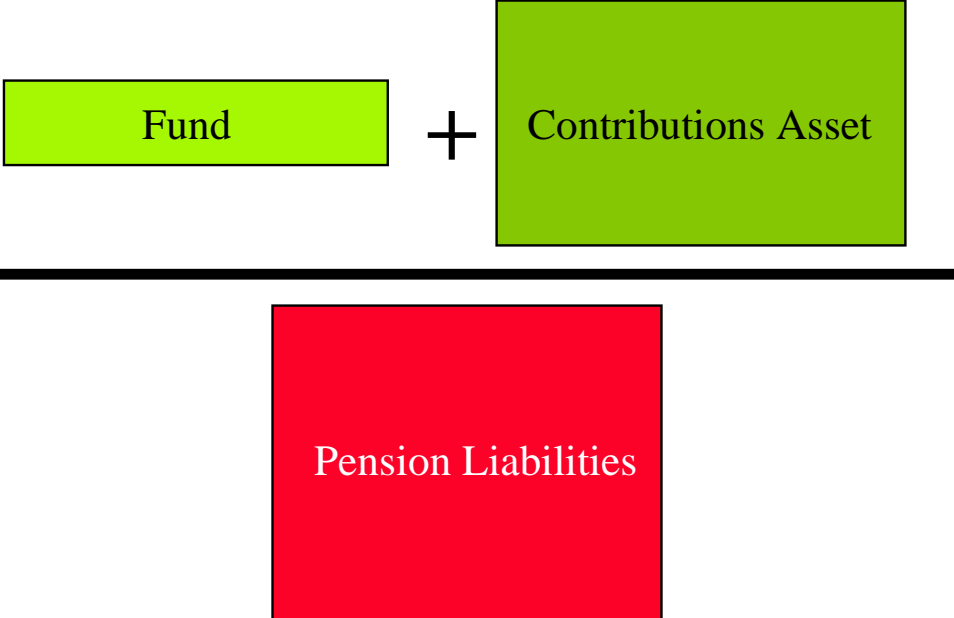
自動安定装置を導入した理由

Transition period 移行期間への対応

Decline in labour force 労働力の減少

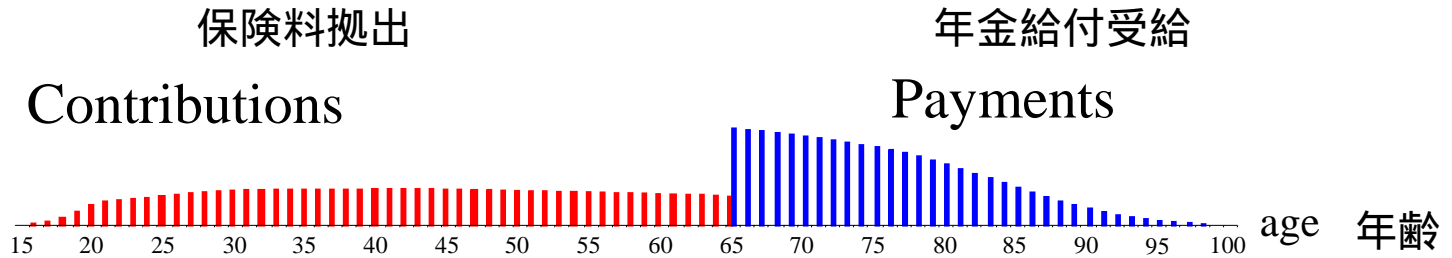
Annuity is calculated on life expectancy at the time of retirement
(people will probably live longer) さらなる伸びが見込まれる平均余命

Rate of return on the buffer fund 積立金の運用利回りの予想外の変動

$$\text{Balance ratio} = \frac{\text{Fund} + \text{Contributions Asset}}{\text{Pension Liabilities}}$$


均衡数值 = (積立金残高 + 保険料資産) / 年金債務残高

Time and money...



In average:

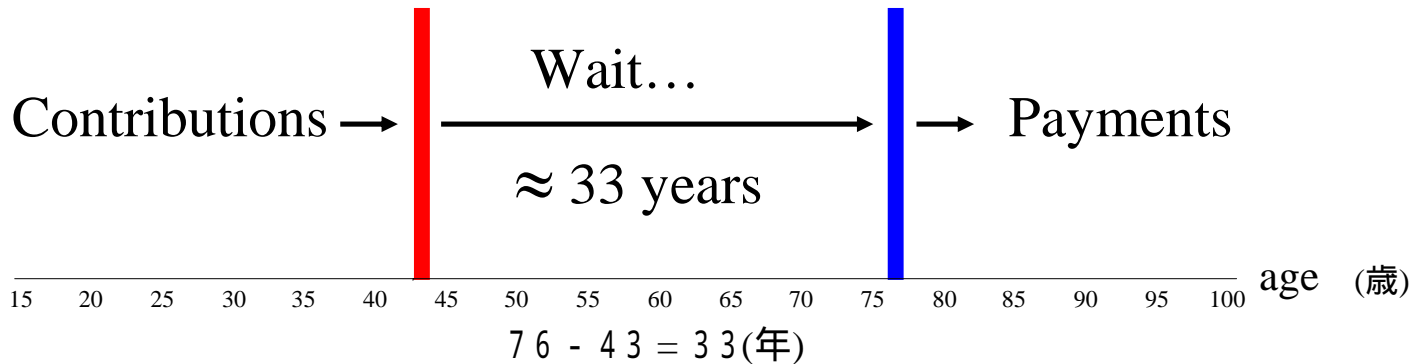
平均年齢

43 years age

拠出者年齢(43歳)

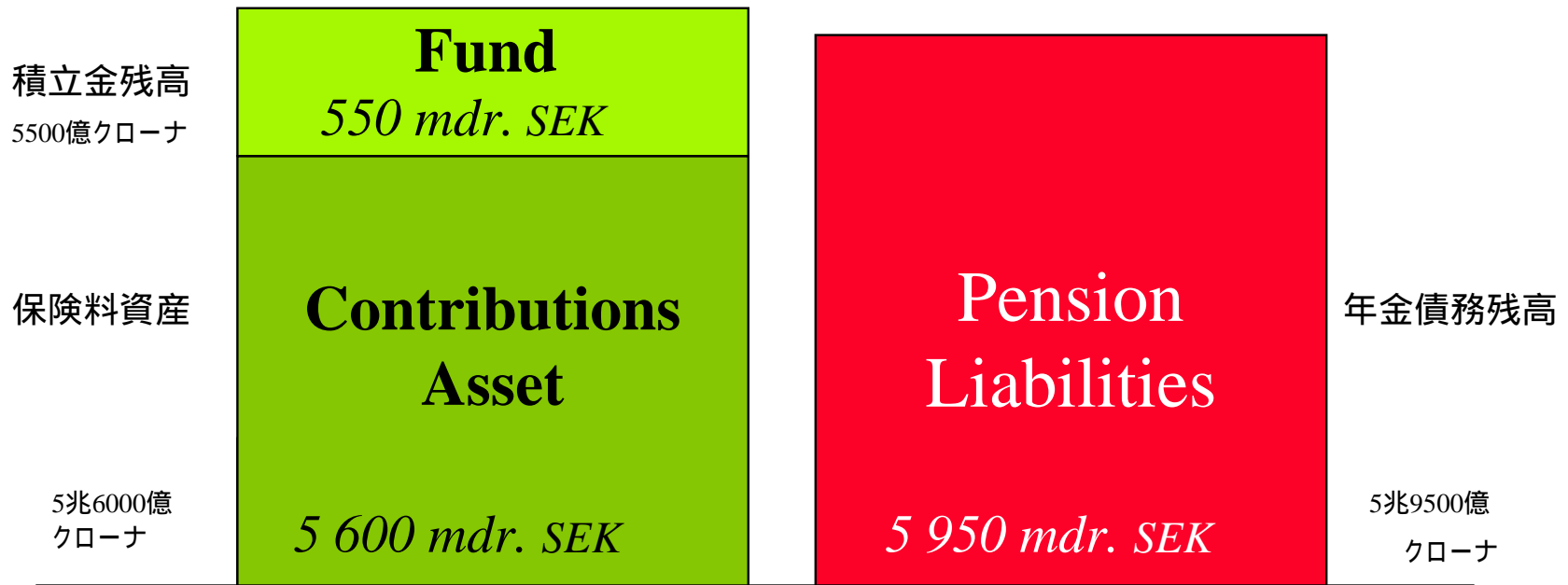
76 years age

受給者年齢(76歳)



The Balance Sheet in 2003

2003年の貸借対照表(バランスシート)



均衡数値 **Balance Ratio = 1.034**

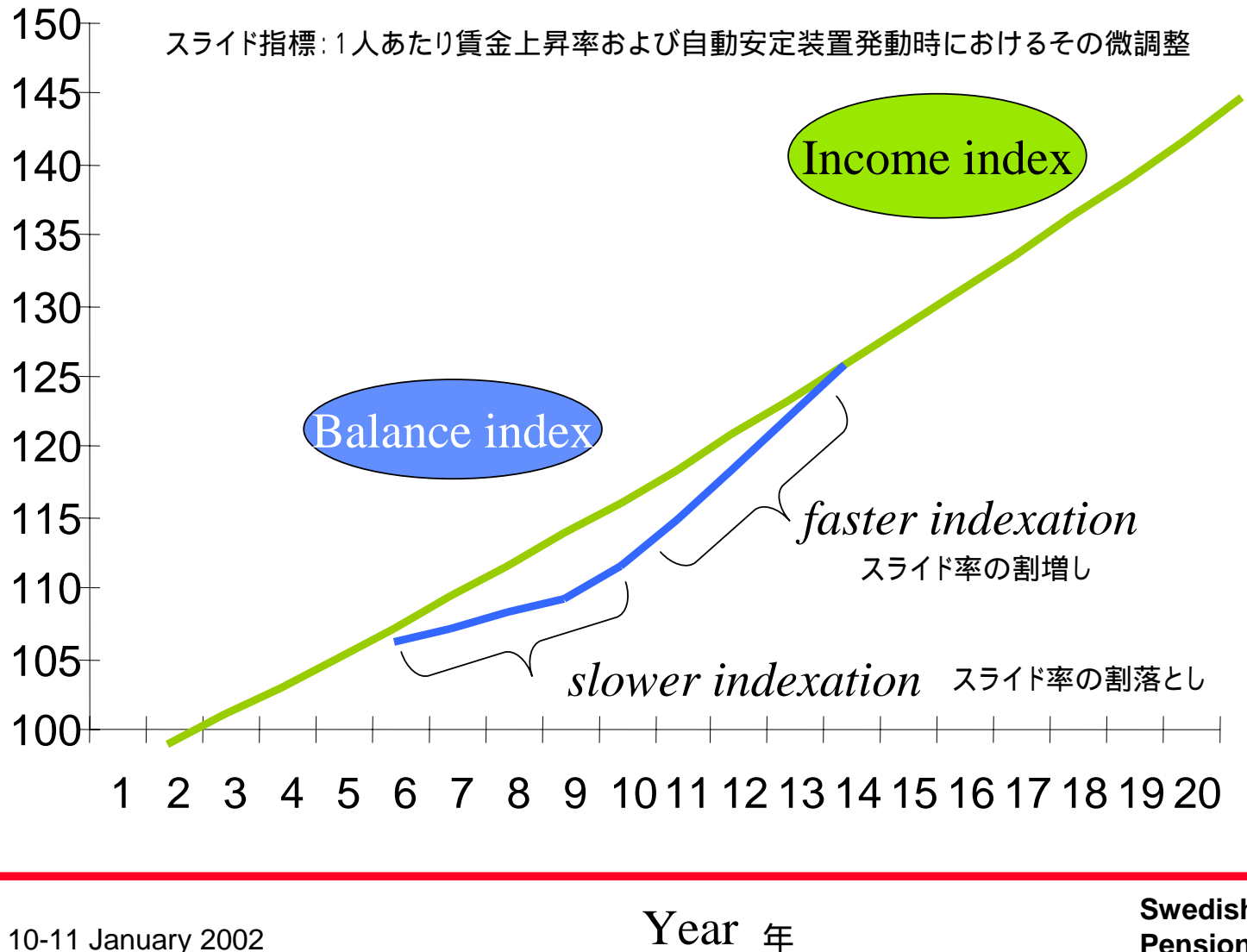
”Automatic balance mechanism”, some properties

年金財政の自動安定装置(その特徴)

- **Secure financial stability** 年金財政の安定化
regardless magnitude or type of financial strain 財政的圧力の大きさや種類に無関係
- **Allow less stable (“more socially attractive”) systems** 社会的要請への配慮
deviation from desired indexation only if it is financially necessary
ただし年金財政窮迫時における緊急避難措置の自動発動容認
- **No forecasts, nevertheless early reaction to protect liquidity**
bookkeeping based on well defined, observable historical facts, increases transparency
公的年金に関するバランスシート公表が年金制度の透明度を高め、
年金財政問題への早期自動対応を可能にする

Income and balance index

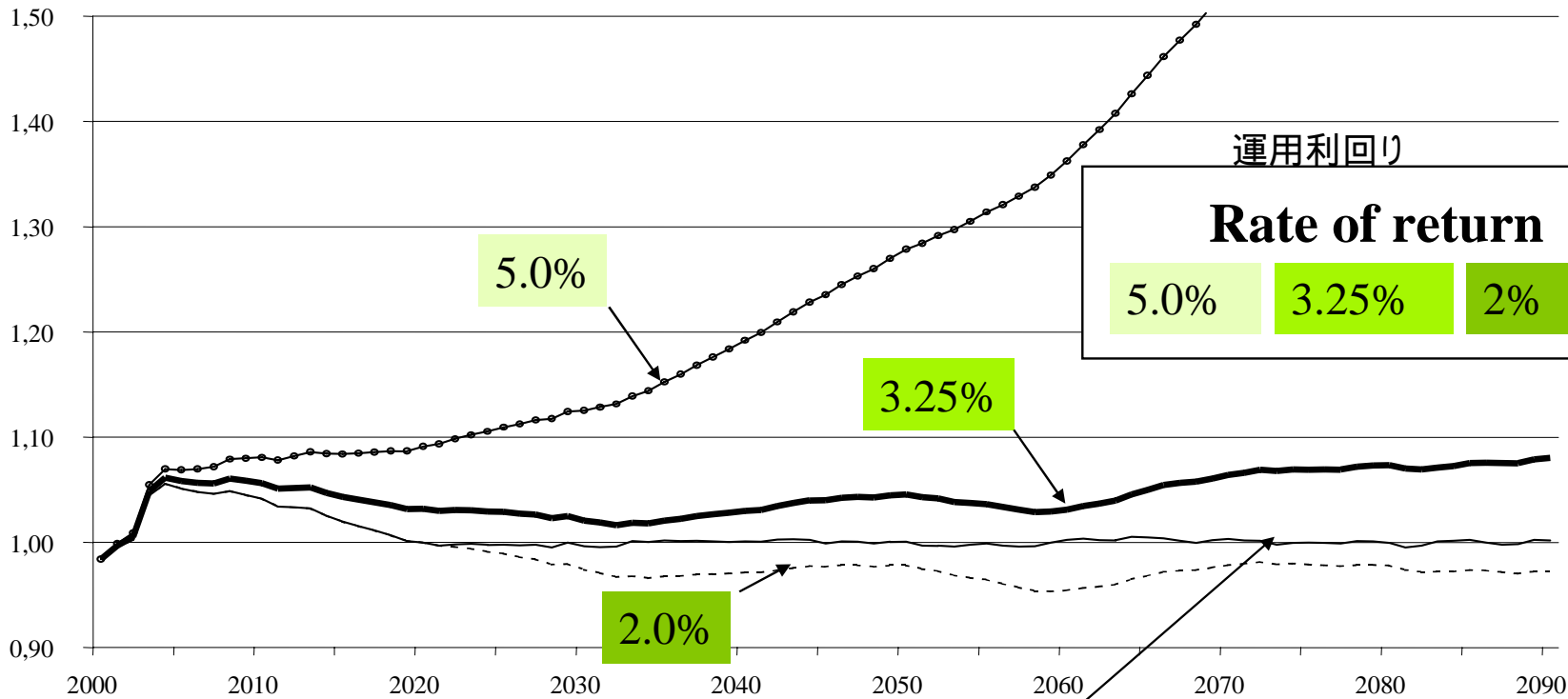
スライド指標: 1人あたり賃金上昇率および自動安定装置発動時におけるその微調整



Balance ratio,

Demography = Baseline, growth = 2%

均衡数値(人口変数 = 基準値、実質経済成長率 = 2%の場合)



運用利回り

Rate of return

5.0%

3.25%

2%

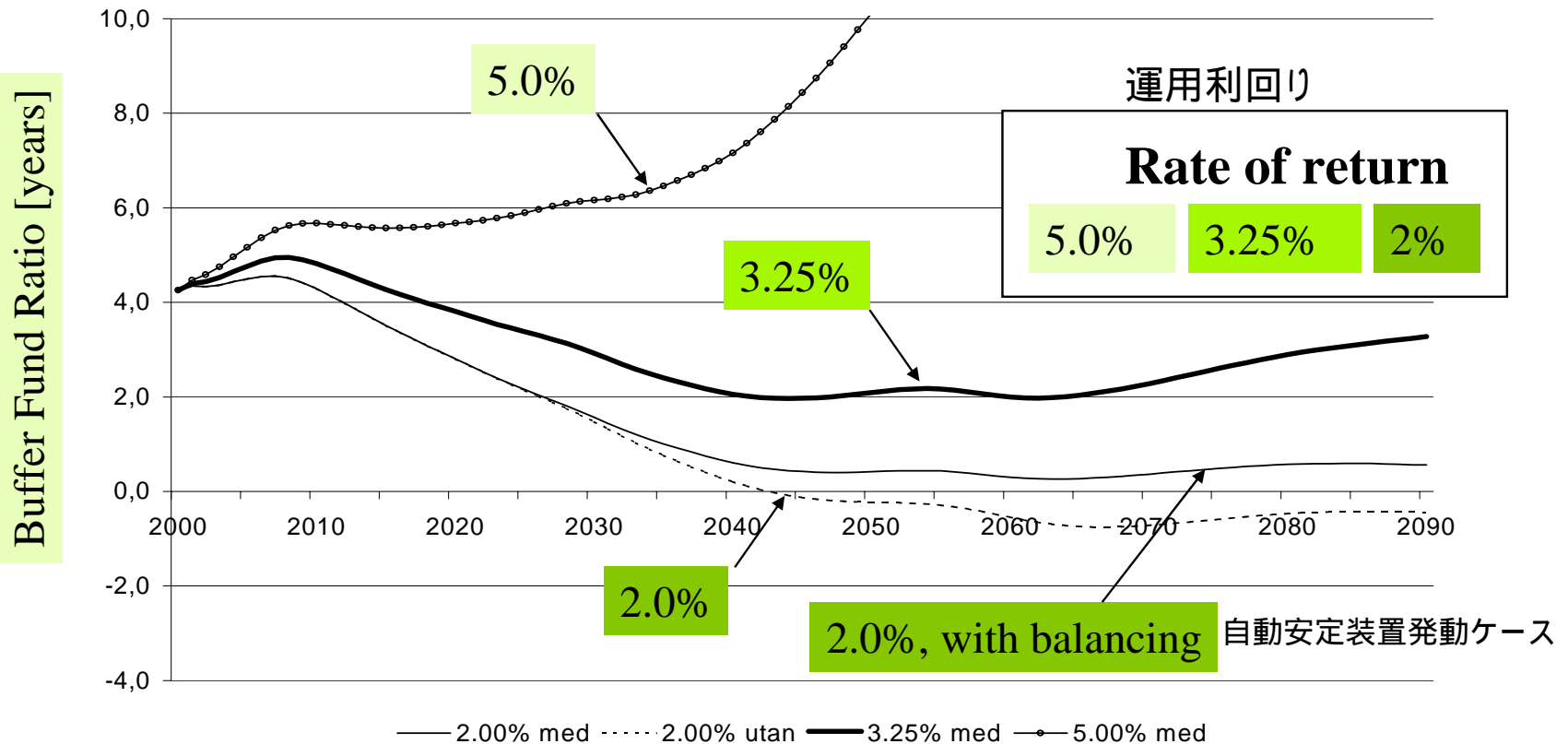
2.0%, with balancing

自動安定装置発動ケース

Buffer Fund Ratio

Demography = Baseline, growth = 2%

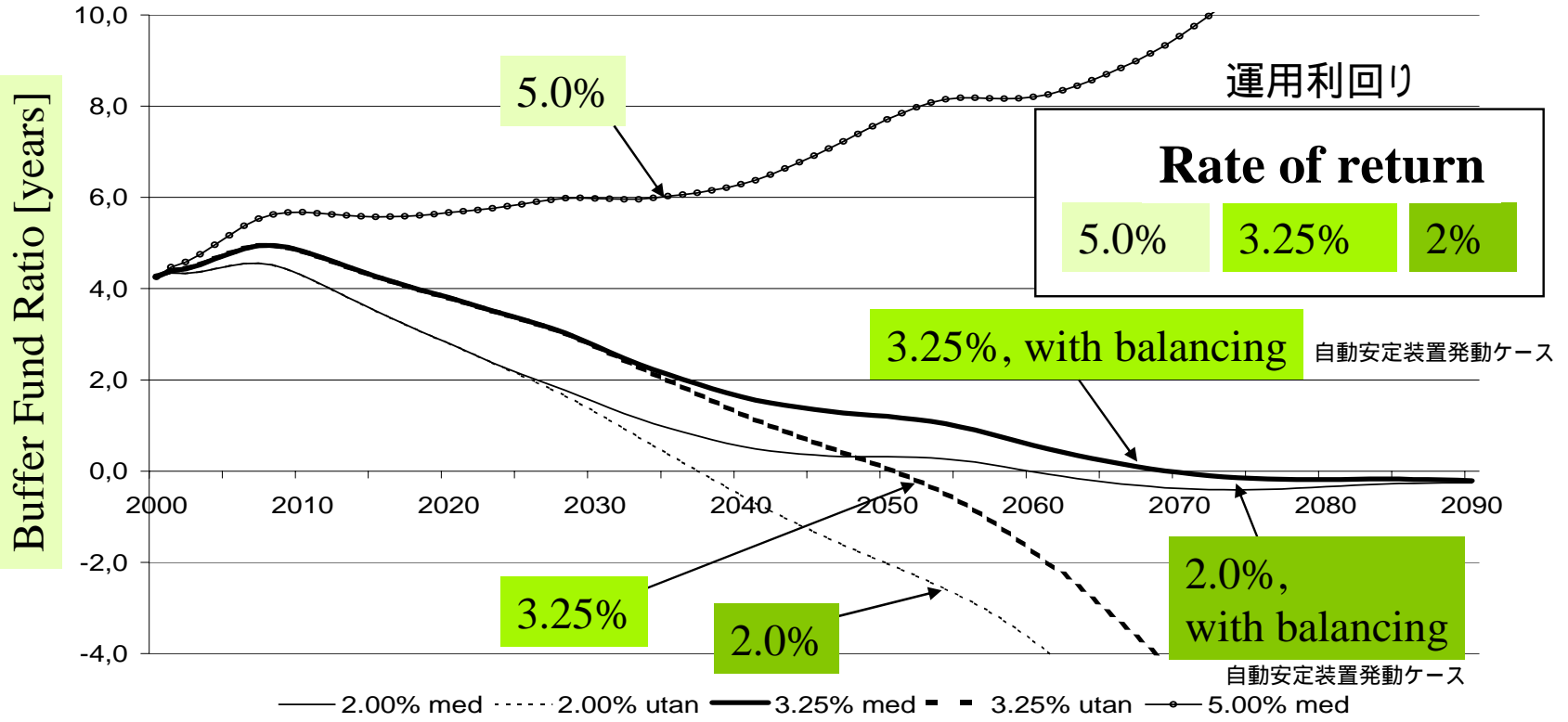
積立金残高の年間給付費総額に対する倍率(人口変数 = 基準値、実質経済成長率 = 2%の場合)



Buffer Fund Ratio

Nativity = Low, growth = 2 %

積立金残高の年間給付費総額に対する倍率(出生率低位推計、実質経済成長率 = 2 %を仮定)



If a
Pay-As-You-Go system
is based on

賦課方式の公的年金給付が生涯賃金に基づいており、保険料拠出額の変化に応じて変わり、さらに平均余命の変化に応じて調整されるのであれば、それは積立金のない掛金建て制度であり、「みなし掛金建て制度」と呼ぶものである

- life income
- adjusted for changes in contributions
- adjusted for changes in life expectancy

Then it is an

Unfunded Defined Contribution system,

which can be named a

Notional Defined Contribution system (NDC)

ポー・クェーンベリ議員

(ご紹介)

1945年 スウェーデン生まれ

ストックホルム大学卒業 (Civics 専攻)

1976 - 91 スtockホルム県会議員

1991 - 94 社会保険担当大臣および年金ワーキンググループ座長

1995 - 国会議員 (自由党)

1998 国会憲法調査会会長

1998 - 自由党党首

1998 - 国会社会保険委員会副委員長

Bo Könberg ([fp](#))

[Stockholms City Council](#), seat 10

Address: Riksdagen, S-100 12
Stockholm, Sweden

Phone: +46 8 7864222

E-mail: bo.konberg@riksdagen.se



[Homepage](#)

Parliamentary missions:

Deputy member of [Committee on Finance](#)

Member of [Committee on Social Insurance](#)

Deputy member of [Advisory Committee on EU Affairs](#)

Member of [the War Delegation](#)

Member of [the Riksdag Board](#)

Deputy member of [Advisory Council on Foreign Affairs](#)

Deputy member of [Nominations Committee](#)

Title: Former County Council Commissioner

Born: 1945

More information is available in [Debatt & beslut/Rixlex](#).

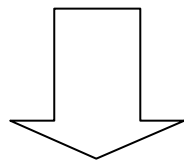
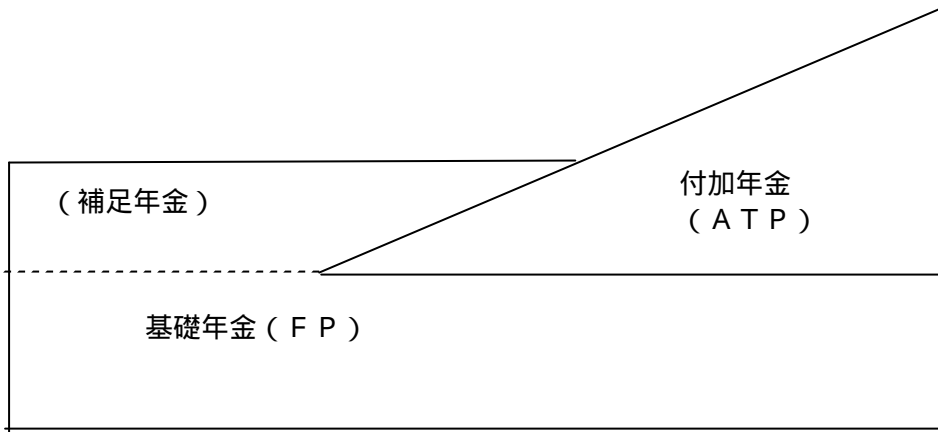
スウェーデンにおける公的年金改革の概要

- 1 掛金建て（確定拠出）制度への切りかえ
 - ・年金保険料の長期固定（18.5%で凍結）
 - うち16%は賦課方式分、2.5%は積立方式分
 - ・賦課方式分に「見なし運用利回り」を導入（1人あたり賃金上昇率に等しい）
 - ・支給開始年齢問題からの解放（61歳～70歳間の自由選択制）
- 2 給付体系の変更（裏面参照）
 - 2階建て年金制度 所得比例型年金へ
- 3 最低年金額の保障（補足年金）
- 4 物価スライドから（事実上の）賃金スライドへの切りかえ
- 5 国庫負担の限定
 - 補足年金給付の全額、出産・育児休暇時の保険料相当額、および兵役期間中の保険料相当額の3種類のみ
- 6 年金保険料：労使折半負担への切りかえ（従来は事業主による全額負担）
- 7 年金財政における自動安定装置の導入
- 8 新制度への段階的移行
 - 1999年1月から段階的に移行し、20年かけて新制度へ完全移行する

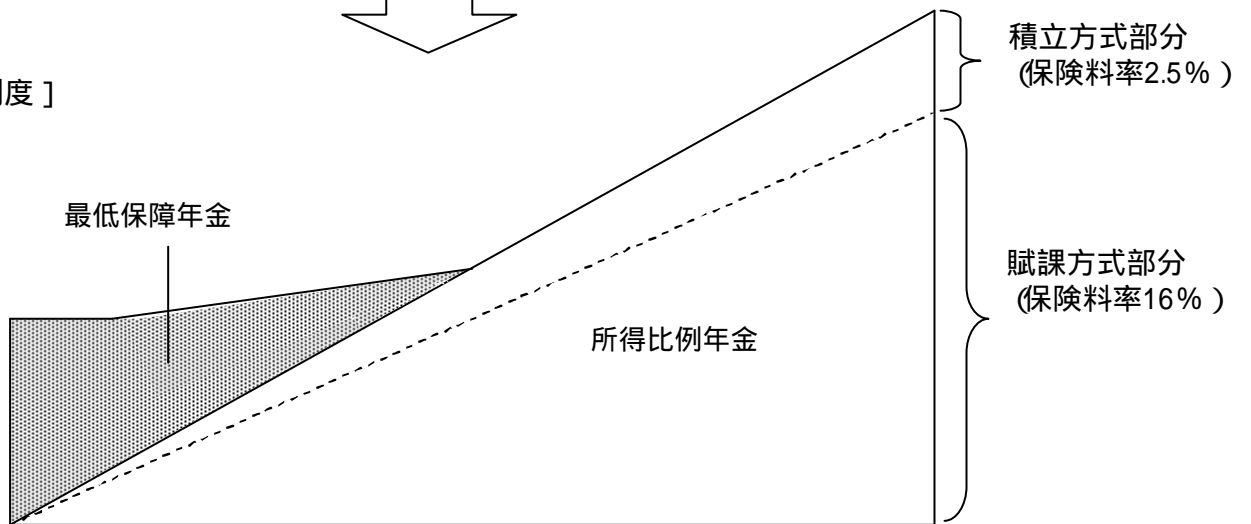
（文責 / 高山憲之）

スウェーデンにおける公的年金制度体系の再編

[旧制度]



[新制度]



Bo Konberg議員を囲む懇談会 「スウェーデンに学ぶ政治家主導の年金改革」

参加者リスト

1 国会議員（パネリスト）

番号	連番	氏名	政党名	役職
1	1	Bo Konberg	自由党	スウェーデン国会議員
2	2	津島 雄二	自由民主党	衆議院議員
3	3	林 義郎	自由民主党	衆議院議員
4	4	熊代 昭彦	自由民主党	衆議院議員
5	5	長勢 甚遠	自由民主党	衆議院議員
6	6	阿部 正俊	自由民主党	参議院議員
7	7	福島 豊	公明党	衆議院議員
8	8	古川 元久	民主党	衆議院議員
9	9	金田 誠一	民主党	衆議院議員
10	10	石毛 鍬子	民主党	衆議院議員
11	11	朝日 俊弘	民主党	参議院議員
12	12	今井 澄	民主党	参議院議員
13	13	小宮山 洋子	民主党	参議院議員
14	14	櫻井 充	民主党	参議院議員
15	15	内藤 正光	民主党	参議院議員
16	16	堀 利和	民主党	参議院議員
17	17	山本 孝史	民主党	参議院議員
18	18	都築 譲	自由党	衆議院議員
19	19	武山 百合子	自由党	衆議院議員
20	20	樋高 剛	自由党	衆議院議員
21	21	石原 健太郎	自由党	衆議院議員
22	22	平野 貞夫	自由党	参議院議員
23	23	木島 日出夫	共産党	衆議院議員
24	24	小池 晃	共産党	参議院議員
25	25	大脇 雅子	社民党	参議院議員

2 国会議員秘書

	連番	氏名	政党名	役職
1	26	齋藤 浩昭	自由民主党	津島衆議院議員秘書
2	27	本多 平直	民主党	枝野衆議院議員秘書
3	28	柳生 知則	民主党	桑原衆議院議員秘書
4	29	桑原議員秘書	民主党	桑原衆議院議員秘書
5	30	浅野 明子	民主党	山井衆議院議員秘書
6	31	松崎 淳	民主党	内藤参議院議員秘書
7	32	稻見 圭	民主党	谷参議院議員秘書
8	33	山本 修	民主党	櫻井参議院議員秘書
9	34	橋本 三尚	民主党	櫻井参議院議員秘書
10	35	渡辺 卓也	民主党	鍵田衆議院議員秘書

11	36	堀 一成	共産党	木島衆議院議員秘書
12	37	俵木 達男	共産党	小池衆議院議員秘書
13	38	松村 康之	社民党	東門衆議院議員秘書
14	39	渡辺 美奈	社民党	大脇参議院議員秘書
15	40	小高根あき子	社民党	大脇参議院議員秘書
16	41	安田 美穂子	社民党	田嶋参議院議員秘書

3 政党職員

番号	連番	氏名	政党名	役職
1	42	田鹿 文隆	民主党	政策調査会
2	43	三成 一郎	共産党	政策委員

4 年金行政担当者

番号	連番	氏名	所属・役職
1	44	辻 哲夫	厚生労働省年金局長
2	45	栄畑 潤	厚生労働省年金局年金課長
3	46	藤井 大輔	厚生労働省年金局年金課課長補佐
4	47	田中 一穂	財務省主計局社会保障担当主計官
5	48	富安泰一郎	財務省主計局年金担当主査
6	49	田中 徹	財務省主税局調査課課長補佐
7	50	原 正之	総務省 自治行政局公務員部福利課課長
8	51	菊池 善信	総務省 自治行政局公務員部福利課課長補佐
9	52	森 浩太郎	環境省廃棄物・リサイクル対策部 課長補佐
10	53	井上 誠一	北海道保健福祉部 高齢者保健福祉課長
11	54	谷輪 浩二	内閣官房行政改革推進事務局参事官補佐

5 年金行政関連団体等

番号	連番	氏名	所属・役職
1	55	蓼沼 朗寿	地方公務員共済組合連合会 理事
2	56	井原 好英	地方公務員共済組合連合会 事務局長
3	57	近藤 博彦	農林年金 常務理事
4	58	西野 孝幸	農林年金 数理統計部長
5	59	尾高 章一	農林年金 総務部長
6	60	熊沢 昭佳	厚生年金基金連合会 理事
7	61	村山 令二	厚生年金基金連合会 数理部長
8	62	幸田 正孝	全国社会保険協会連合会 理事長
9	63	戸川 清	全国社会保険委員会連合会 常務理事
10	64	近藤 師昭	日本年金数理人会 会長
11	65	中田 正	日興フィナンシャル・インテリジェンス副理事長 年金研究所担当
12	66	坪野 剛司	全労済参与 共済計理人

6 報道機関

番号	連番	氏名	所属・役職
1	67	藤田 一宏	NHK 政治部記者
2	68	日比野 守男	東京新聞 論説委員

3	69	内田 健司	読売新聞 社会保障部
4	70	猪熊 律子	読売新聞 社会保障部
5	71	五阿弥 宏安	読売新聞 論説委員
6	72	石崎 浩	読売新聞 社会保障部主任
7	73	浜田 秀夫	朝日新聞社 論説委員
8	74	梶本 章	朝日新聞社 編集委員
9	75	君島 浩	朝日新聞社 暮らし編集部記者
10	76	佐藤 実千秋	朝日新聞社 東京本社学芸部
11	77	横田 正大	朝日新聞社 記者
12	78	渡辺 俊介	日本経済新聞社 論説委員
13	79	松林 薫	日本経済新聞社 経済解説部記者
14	80	岡田 篤	日本経済新聞社 編集局経済部記者
15	81	小島 明日奈	毎日新聞社 生活家庭部記者
16	82	洪川 智明	毎日新聞社 編集部 社会部 編集委員
17	83	東 隆行	共同通信社 編集局経済部暮らしの設計班記者
18	84	今村 智之	社会保険新報社 「総合社会保障」担当
19	85	行田 武志	法研 報道部報道一課 「週刊社会保障」担当
20	86	奥家 良介	社会保険実務研究所 「週刊年金実務」編集長
21	87	今田 公司	社会保険実務研究所 「週刊年金実務」記者
22	88	村本 弘美	社会保険研究所 「企業年金」編集部
23	89	三浦 貴子	社会保険研究所 「年金時代」編集部
24	90	竹下 隆夫	年金住宅福祉協会 企画調査部長
25	91	加藤 達也	年金住宅福祉協会 業務推進部
26	92	稲田 日出男	時事通信社 経済部
27	93	伊藤 勉	公明新聞 政治部記者
28	94	斉藤 剛	格付投資情報センター
29	95	宮武 剛	埼玉県立大学保健医療福祉学部・社会福祉学科教授

7 関連団体・金融機関等

番号	連番	氏名	所属・役職
1	96	高梨 昇三	日経連環境社会部 部長
2	97	平井 康行	日経連環境社会部 次長
3	98	久保 知行	日経連環境社会部 課長
4	99	向山 孝史	連合 生活福祉局 局長
5	100	村杉 直美	連合 生活福祉局 部長
6	101	奥村 英二	住友信託銀行 年金信託部 年金数理人
7	102	杉田 健	中央三井信託銀行 年金企画部担当部長
8	103	大山 義広	中央三井信託銀行 年金企画部担当部長

8 コーディネーター

番号	連番	氏名	所属・役職
1	104	高山 憲之	一橋大学経済研究所教授

9 同時通訳担当者

番号	連番	氏名	所属・役職
1	105	池田 薫	サイマル・インターナショナル
2	106	K. スターリング	サイマル・インターナショナル